

平成27年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年6月11日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支 援 室 長
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1 番 浜 田 康 子 議員
2 番 山 崎 真 由 美 議員
3 番 野 田 三 樹 也 議員
4 番 東 川 孝 義 議員
5 番 川 村 幸 栄 議員
6 番 奥 村 英 俊 議員
7 番 高 野 美 枝 子 議員
8 番 佐 久 間 誠 議員
9 番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 久 保 敏

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 野田 三樹也 議員

15番 高橋 伸典 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

基幹産業である農業、農村の振興について外3件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） おはようございます。ただいま議長より御指名がございましたので、さきの通告に従いまして、大項目4点にわたって順次質問したいと思います。

まず、大項目1点目の基幹産業農業、農村の振興についてであります。当名寄市においては、新名寄市農業・農村振興計画に基づき活気に満ちた魅力ある農業、潤いのある農村づくりを目指し努力されているところですが、政府、農水省は今後10年間の日本の農政の方針を示す食料・農業・農村基本計画について2015年3月31日に閣議決定し、食料自給率目標を従来の50%から45%に引き下げています。米価は下がり、戸別所得補償制度も中止され、経営所得安定対策へと変更されました。北海道の経営体では、経営所得安定対策、いわゆるゲタと呼ばれる生産条件不利補正対策、あるいはナラシと呼ばれる収入減少影響緩和対策について7割が評価しないとの回答になっております。また、マスコミ各紙の報道によればTPP交渉では死守するとされていた重要5品目である米、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源のう

ち米を10万トン輸入する。牛乳の関税は38.5%を9%に引き下げる。豚肉関税もキロ482円から同50円に引き下げるなどの妥協案をアメリカに示していることなどが漏れ伝わり、先行きに対する危機感も感じているところであります。こうした中で、地域の農業を守り、農村のコミュニティーを守り、振興していくことは容易なことではありません。農村の衰退は勢い名寄市の衰退に結びつくことから、地元農協あるいは上川総合振興局などとこれまで以上に緊密に連携をとって農業、農村の振興を図っていく必要があると考えます。

そこで、小項目の（1）、農業生産物の加工、販売の促進についてであります。市としてこれまでなされてきた努力と今後の方向性をお聞かせいただきたいと思っております。

小項目の（2）について、農業後継者の育成と支援制度についてであります。農家戸数の減少と高齢化による離農が進んでおります。農業後継者の育成とより手厚い支援制度の確立が必要だと考えますが、現状について御報告ください。

小項目の（3）について、農業生産物のブランド化と情報発信についてですが、これにつきましてもさまざまな努力がなされていると思っております。現状と課題についてお聞かせ願います。

次に、大項目2点目の除排雪のあり方についてであります。雪の降り始めから解けるまで、およそ半年間雪とともに暮らす本市にとって、まさに永遠のテーマともいえるべき課題であります。厄介な雪処理をクリアすることによって定住人口もふえ、さらに住みよいまちになるというのはここにおられる全ての皆さんと恐らく共通認識に立てると推測いたします。

そこで、小項目の（1）、町内会との連携、新たな除排雪システムの構築についての①、空き住宅、空き地の借り上げ等による雪の堆積場所の確保についてですが、老朽化して空き家となっている建物や土地を市が借り上げあるいは買い取り、

老朽化した建物は取り壊し、更地にした上で各町内会の雪の堆積場所として活用することができないかどうかということなのですが、雪処理に毎年悩む市として一歩踏み込んでやってみてはいかかかと考えております。折しも空家等対策の推進に関する特別措置法も施行されました。これは、懸案事項でもある老朽化した市内の空き家対策とも結びつき、一気に2つの問題の処理が可能となると考えます。もちろん適正な土地の評価と上物、建物の取り壊し費用の相殺、所有者との合意、更地にした土地を町内会が管理するなどの前段協議が必要となってきますが、そうしたことについてお伺いいたします。

②のきめ細やかなカット排雪についてなのですが、これは回数を言っているのではなくて、カットの深さを言っております。余りにも極端な段差がつかないような排雪をしてはどうかと思っております。ある程度間口はタイヤショベルでならしてはくれますが、ちょっと深過ぎるのではないかと、こういう御指摘もございます。住民とオペレーターとの連携を図り、町内の要望に沿った適度な深さによるカット排雪はできないものかお伺いいたします。

③の住民との協働による除排雪モデル地区の創設についてであります。雪処理は住民の協力がなければ市が幾ら頑張ってもなかなかうまくいきません。一方で、町内会や班の中で小型の除雪機械を所有されている方もおられます。先ほど①で触れた雪の堆積場所が町内会の中に点在して確保されれば、小型の除雪機械を駆使しての協力も得られると思います。もちろん一定の財政措置も必要となってきますが、住民との協働による除排雪モデル地区の創設についてお伺いいたします。

(2)の雪に対する交通安全の確保についてですが、雪の堆積によって特に交差点での見通しが悪くなり、冷やりとしたで済めばよいのですが、車同士がぶつかる事故もかなり発生しております。交差点の除雪対策の現状について、また地形的に

どうしても冬に見通しが悪くなる変形交差点もありますから、こういった箇所についてはカーブミラーを設置して対処すべきと考えますが、この点についてお答えいただきたいと思っております。

大項目の3点目、暮らしに直結するインフラ対策についてですが、住民要望と市の予算の関係は重々承知をしているところでありますが、特に手だてを急ぐべき事柄について質問したいと思っております。まず、小項目の(1)、スリップ防止の砂散布による排水溝詰まりの解消についてであります。市内の道路で道幅が狭いため道路中央に排水溝が設置されている箇所があります。雨水を道路のセンター部分に流し込み、道路の中心部に排水溝が設置されているのですが、冬のスリップ防止の砂が春先の雪解けになると排水溝に流れ込み、排水溝が目詰まりを起こしています。排水溝そのものも老朽化しているわけですが、この点の解消策についてお伺いしたいと思っております。

小項目の(2)の通行どめになっている橋梁の早期整備についてであります。それまで重要な生活動線としていた橋梁があるときから通行どめとなりますと、付近で暮らしている市民はもとより仕事や通勤などで利用していた皆さんにとってはどうして計画的にやれないのか、こういう気持ちが強く働くのではないかと思います。通行どめになっている橋梁の早期整備について考え方を聞かせたいと思っております。

小項目の(3)の砂利道の解消と防じん処理、簡易舗装、舗装化等についてであります。後期基本計画における舗装化等の進捗状況と砺波地区における砂利道の解消についての考え方を聞かせください。

大項目4点目、国保税徴収のあり方についてお尋ねします。まず、小項目(1)、現在の国保税の収納状況と徴収対策について、滞納などの解消に向けて努力されていると思っております。収納状況と徴収対策について、現状についてどのようになっているかお聞かせ願います。

国保税について、自営業者などは1回の負担金額が大き過ぎるとの声もあります。また、他の市や町から転入された方からお話を伺うと、名寄市は国保税そのものは安いものの、支払い回数が少ないために割高感があると言われます。そこで、小項目（2）の現行の徴収回数の考え方についてですが、これは普通徴収のことなのですが、現行の6期での徴収、6回での徴収をもちろん条例を改正しなければなりません、9回ないし10回での徴収にできないかどうか、支払い回数ふやすことにより低所得者に配慮して納付しやすい環境をつくれるものと考えますが、この点について考え方をお聞かせいただきたいことを申し上げます、この場からの質問にかえさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 佐久間議員からは、大項目で4点の御質問をいただいておりますが、大項目1は私から、大項目2と3は建設水道部長から、大項目4は市民部長からの答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

大項目1、基幹産業である農業、農村の振興についての小項目1、農業生産物の加工、販売の促進について申し上げます。生産者における農業生産物の加工、販売につきましては、モチ米の加工、販売を初めにトマトジュースやみその加工、販売等が取り組まれております。また、主な農産物の販売先につきましては、平成26年度の実績となりますが、パレイショの生食用につきましては生産量の約6割が道内、2割が関東、1割が関西方面で販売されております。カボチャにつきましては、約6割が関東、約2割が関西、約1割が中京方面で販売されております。また、スイートコーンにつきましては、約2割が道内、5割が関東、3割が関西方面で販売をされております。現在トラック輸送に係る運行規制により輸送距離に制限がかかることや輸送コストの上昇により販売先の集約化が求められている状況です。したがって、今後の販売促進につきましては現行の販売圏

域を中心とした販売強化に向けて道北なよろ農業協同組合と連携のもと取り組んでまいります。

また、新たな販路の拡大として期待される農産物の輸出につきましては、昨年11月に沖縄県での国際食品商談会に参加し、名寄産農産物を初め加工品について販路拡大の取り組みを行ってまいりましたが、今年度は道北なよろ農業協同組合が香港そごうでの試験販売に取り組んでいるところであります。市といたしましては、農産物の本格的な輸出へ展開できるよう協力して取り組んでまいります。

次に、小項目2、農業後継者の育成と支援制度について申し上げます。最近3年間の後継者及び新規参入者の数であります、平成24年6名、平成25年10名、平成26年5名となっており、合計21名となっております。また、全道的には平成23年678名、平成24年626名、平成25年603名と減少傾向にあるのに比べ、名寄市においては一定の新規就農者が確保されている状況と言えます。新規就農者への支援施策につきましては、市の事業といたしまして就農準備への助成制度として営農実習助成金、経営準備支援助成金を設けております。さらに、経営開始後の支援制度といたしまして経営自立安定補助金を設け、農用地等の賃借または取得した経費の一部補助を行うとともに、農用地取得借入金償還利子補給金制度により、借り入れた資金の償還への利子の一部助成を行っております。また、北海道農業担い手育成センターの事業として青年就農給付金や青年等就農資金の制度がございます。就農後の農業経営や栽培技術などの支援につきましては、関係機関、団体で組織されております名寄市農業担い手育成センターも設置されていることから、その中でも検討をするとともに、農業者の御意見をいただきながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目3、農業生産物のブランド化と情報発信について申し上げます。現在モチ米のブラ

ンド化に向けて平成25年度よりもっともち米プロジェクトに取り組んでおります。主な事業といたしまして、日本一のモチ米のまちとしてモチ米レシピ集の発行やイベント参加、ポスターやホームページを活用したPRに取り組み、情報発信を行ってまいりました。今年度からは、市民への浸透を図るためもち米サポーター養成塾を開設するなど、市内外に日本一のモチ米としてブランド力をさらに高めてまいりたいと思います。

また、モチ米以外の農産物のブランド化につきましては、本年度の地方創生先行型交付金事業により原産地呼称制度の創設に取り組み、名寄産農産物のすばらしさを理解していただくため、市民の方はもとより市外の方へも広くPRし、名寄産ブランドの確立に向けて取り組んでまいります。今後も引き続き名寄産農産物の特徴や他産地と比べどのような優位性を持っているかなどを調査し、道北なよろ農業協同組合と連携し、取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2の除排雪のあり方について、小項目1、町内会との連携、新たな除排雪システムの構築についての1と3は関連がありますので、一括してお答えいたします。

初めに、議員の提案であります空き住宅、空き地の買い取りによる雪の堆積場所としての確保についてですが、先般空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされ、特定空き家等に対する措置として代執行が可能なこととなりました。しかし、対象となる条件や費用徴収については現状の空き家では相続放棄や抵当権問題などがいまだに難しい状況であると判断しています。また、老朽化した空き家の解体費用と土地代金の相殺を行い空き家を取得した場合においては、町内会が冬の管理を行うことにしても、将来にわたり行政が維

持管理を含めて行うこととなるため、土地の取得についても難しいものと考えます。

これからの雪処理について、町中にある空き地を雪堆積場として利用することは、個人の敷地内に雪の堆積場がないなどの課題についても市民の要望に即した対応が可能となると考えられます。また、これからも市民の協働の理念として、行政だけでは除排雪事業には限界があることから、名寄市の除排雪環境の発展に結びつくところとあります。そのため現在行政が行っている冬期間の交通の確保における排雪には、大規模雪堆積場を確保しておりますが、生活路線など地域ごとの細かい除排雪に対して空き地の借り上げ等身近なところで雪堆積場を確保することにより、雪に対する解決の可能性が考えられます。御提案いただきました住民稼働による除排雪対策につきましては、今後調査研究してまいりたいと思います。

次に、きめ細やかなカット排雪についてお答えいたします。名寄市の除排雪事業において市民が望んでいるのが自宅前の雪山の解消であり、排雪作業に関心を持っているものと考えます。排雪作業は、早朝の降雪により道路面に積もった雪を除雪機械でかき分けて道路の脇に寄せられた雪が徐々にふえ、道路の幅が狭くなることで交通への支障を解消するために行います。交通量の多い道路は、幹線道路として年に2回から4回程度の排雪作業を行います。生活道路につきましては、降雪量にもよりますが、原則としてシーズン1回の排雪となっております。生活道路のカット排雪時に住宅や車庫前の間口で民地との段差につきましては、道路面を深く削ることにより発生するもので、路面に雪を残した状態といたしますと後の暖気でざくざく道路の原因となってしまうことから、市民から段差を削ってほしい旨の要望もいただきます。現在の排雪作業の一環として、全ての間口のすりつけ作業を行う対応は難しいことから、排雪後の間口段差は市民の皆さんに御協力をいただい

ているところです。

次に、小項目の2、雪に対する交通安全の確保についてお答えいたします。道路状況が日々変化する冬期間においては、交差点などとり切れずに接触、物損事故となってしまう冬型事故がどうしてもふえることとなります。冬期間の交差点においては、除雪作業によって道路脇に雪山が発生することから、道路幅員が狭くなり、左右方向の見通しが悪くなり、交通安全上の危険な状態となることが除排雪の課題にもなっております。これらの対応策として交差点における排雪に取り組んでおりますが、降雪による除雪作業とは異なり、降雪のたびに交差点排雪を行うことは非常に困難であると考えます。今後は、交差点の形状やカーブミラーの設置位置と想定される雪山との状況により、カーブミラーが除排雪の支障になったり、雪山に埋もれてしまうような状況も想定がされることから、冬の交差点の現場状況を確認し、市民部とも連携をとりながらカーブミラーの有効性について研究してまいりたいと思います。

次に、大項目3の暮らしに直結するインフラ対策について、小項目の1、スリップ防止の砂散布による排水溝詰まりの解消についてお答えいたします。冬期間に主要な交差点には車両スリップ防止と横断歩道における歩行者の横転防止のために砂散布を行っております。この作業は、降雪によりその機能が発揮されなくなり、そのたびに散布を繰り返すことから、融雪時には大量の砂が残ってしまいます。融雪後は、道路清掃としてスイーパー車により歩道脇の砂などを吸引作業により除去しておりますが、雪解け時には流水とともに排水溝にもある程度流れ込んでしまいます。雨水桝や排水トラフ等各種の排水施設に関して経年劣化による破損の著しい施設については、維持補修を進めております。また、維持管理を効率的、効果的に進めるため、年次定期的清掃作業と並行して雨水桝等の排水施設の現状の確認作業や市民の皆さんからの情報により対応してまいりたいと考え

ております。

次に、小項目2、通行どめとなっている橋梁の早期整備についてお答えいたします。平成25年度に策定を終えた名寄市橋梁長寿命化修繕計画により、修繕工事が必要との判定となった橋梁244橋のうち25橋について、実施設計、長寿命化修繕工事を行う計画となりました。また、平成23年9月13日から車両の通行どめになっております18線橋については、橋梁点検の結果、損傷が著しく、老朽化が進んでいることから、修繕等の対応が難しいことが判明いたしました。この結果から、平成27年度から平成36年度にかけての10カ年で橋梁の修繕工事を進めていくこととし、交通量の多い幹線道路にかかる橋梁や早急に修繕を行うことにより延命効果が発揮できる橋梁を優先的に修繕してまいりたいと計画しております。同様に私ども所管している公共施設において道路改修舗装工事や舗装改築工事、公園事業、さらには防じん道路や河川の補修等の維持管理についても行わなければならないことから、これらの施設整備、維持補修に必要な予算とのバランスを鑑みながら事業を執行しなければなりません。橋梁長寿命化計画による修繕補修については、今年度中名寄の7線の修繕を実施予定としており、来年度につきましては18線に近接している東5号道路にかかる南大橋が修繕を必要とする25橋に含まれていることから、この南大橋と18線橋の両方の橋梁が通行どめとなる状況は回避することが重要であると判断し、この南大橋の修繕を先に工事着工、完了させる予定としております。これらの状況から、多額の事業費を要する橋梁のかけかえについては、時期を見きわめて対応してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、小項目3の砂利道の解消と防じん処理、簡易舗装、舗装化等についてお答えいたします。市道の舗装事業の基本的な計画については、新市総合計画策定時において前後期10カ年で市街地

内道路の舗装率の10%向上を目標として、社会资本整備総合交付金事業を活用して道路整備を行っており、現在進めている後期計画におきましても毎年継続して国に事業要望しております。しかし、昨今の国の情勢により、事業費要望額に対して採択率が低い状況となっていることから、道路の施行事業量が減少となり、舗装率の進捗が計画どおりに進めることができていない状況でございます。また、郊外地についての舗装事業につきましては、従来より幹線道路においては国土交通省の事業メニューにより実施しておりましたが、農村部における市道整備につきましては主に農林水産省所管の農道整備事業として整備を進めておりましたが、平成21年度の行政刷新会議の中でこの農道整備事業が廃止となったことから、補助事業としての進捗を図ることが難しくなったため、整備がおくれている状況にあります。農村地域における道路整備は、お住まいになっている市民の皆さんの生活道路であることはもちろんですが、住宅が張りついていない路線にありましても農産物生産のための経済道路としての側面もあることから、郊外地における砂利道についても早急な舗装化とはなりません、今後も計画的に舗装化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目4の国保税徴収のあり方につきまして答弁をさせていただきます。関連がございますので、小項目1番の現在の収納状況と徴収対策について及び小項目2番の現行の税徴収回数考え方について、一括してお答えいたします。

国民健康保険税は、毎年6月に前年の所得が確定した後の課税計算作業となりますが、7月には納税通知書をお送りし、普通徴収の被保険者につきましては7月から12月までの6期、6回に分けて納付をいただいております。現在の名寄市の国保税収納状況であります、平成25年度で9

6.84%と全道でも上位の成績を上げておりました、平成26年度におきましても4月末現在で97.06%と昨年を上回る状況であります。現在市税につきましては、12月で納期が終了することで未納の方に対する徴収対策、すなわち滞納整理期間を十分にとることが可能であることや低所得などにより国保税の負担が大きい被保険者に対し、納税相談を通して分納などのきめ細やかな対応を行っていることが高い収納率を維持している要因と考えております。今後につきましては、現在の6期、6回の納期が被保険者の負担感につながっているという現状を踏まえて、システム改修に伴う費用の問題、平成30年度の国保の都道府県化に伴う動向等を注視しながら、より納付しやすい環境づくりに向けた研究を進めてまいりたいと存じますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） それでは、再質問させていただきます。可能な限り順を追っていきたいと思いますが、時間の関係もありまして、順不同となる部分は御容赦いただきたいと思っております。

まず、農業、農村の振興について、加工、販売、ブランド化についての関係で、先ほど川田部長のほうから丁寧な回答がございました。名寄地区は、農産物の素材がおいしいことから、生産物そのものの魅力、生食の魅力に頼ってきたところが大きいのではないかとこのように思っています。生食のままの流通だと、どうしても付加価値を高めての農家の収益アップにはつながらないというふうに思っております。それとまた、加工をほかの地区の業者に任せるとも収益を持っていかれるばかりであり、産業の育成にもつながらないというふうに私は思っております。それで、確かに一つの製品を生み出すには開発研究費がかさみ、かなりの労力もかかってくるというふうに思っております。また、行政としてのバックアップ体制についてで

すけれども、ある意味で限界性もあろうかというふうに思っております。新名寄市農業・農村振興計画にあるように、その役割分担として生産者は品質のよい農畜産物の生産出荷をやっていくと。JAは付加価値を高めた有利販売を担務する。行政は、基盤整備など側面から支援というふうになっているわけですが、これはこれで基本として私は理解するものであります。しかしながら、現在生産者も、あるいはJAのほうも手が回らないところをやっぱりフォローアップして行政がつないでいく。その立場で私の質問にも丁寧に答えていただいているものかというふうに考えておりますし、またこれらはどうしても複合的に入り組んでいるところもあるのではないかとこのように考えると、国を挙げて地方創生がうたわれ、いわゆる6次産業化も言われているところから、市としても基幹産業農業を基軸に据えた活性化策を組み上げていく必要があるのではないかとこのように思っています。

それで、農家の家族がかかわる市内10グループほどの取り組みをしっかりと支援して盛り上げていく。とりわけ加工、販売などでは一市というよりもむしろ上川全域の振興を手がける上川総合振興局などに開発や研究をリードしていただくような施設や機関を立ち上げてアドバイスがもらえるよう要請してはどうかと思いますが、市としての考え方を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 振興局の中のそういった中で研究機関の協力というようなことだというふうに考えますが、現在北海道立の食品加工に係る機関といたしましては、食品加工研究センターが江別市にありまして、さらに北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターが北見市にございます。これまでも名寄市としてはこれらの機関に御協力をいただいていた経緯もございますので、今後の農産物の加工に取り組む意向等があれば、そうした研究機関とも連携をとりながら、情報提

供や技術的な支援をしてみたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいまお答えいただきました。それで、加工、ブランド化というのは、やはり私考えるに種苗によるところが多いと思うのです。いわゆる種です、種子。特に稲作がそうであるように、上川農業試験場などの力は大変大きなものがあるというふうに思っています。道産米を全国に押し上げた、その力が加工に適する種子の開発、こういったものがやっぱり大きなポイントになるのではないかとこのように考えております。先ほど経済部長のほうからいわゆる加工の関係で、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターだとかがあると。そのほかにも北海道立でいうと十勝圏地域食品加工技術センターというのが帯広にございますが、特に農研機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構という長い名前ですが、この芽室研究拠点というのが1つございまして、それから道立十勝農業試験場、これは芽室にあるのですが、それで畑作などは、特にジャガイモなどは芽室というふうに言われるように研究開発の進んだ地域から技術をかりて農業生産物のブランド化にもさらに力を注いでほしいというふうに思いますし、それから上川圏域、ここはやっぱり上川を束ねる上川総合振興局の中でこの近くに身近な加工する技術を持つ、そういう研究施設を市としても要請してはどうかかというふうに思っておりますから、先ほどの回答で十分ですので、次に移りたいと思います。

それで、農業後継者の就業支援についてでありますけれども、農業後継者が一人前になるには10年かかるというふうに言われております。Uターン者などが農業を始めるには、先ほど御答弁いただいた当初資金の関係、これがどうしても必要になりますし、土地購入や機械など設備の購入にかなりのお金がかかるということで、先ほど来就

農の際に資金をつけておりますよということでもありますから、それと同時にやっぱり私は技術面での手だてが必要だというふうに思っておりますから、先ほど担い手育成センターというお話ありましたけれども、この中でどの程度のいわゆる技術面での手だてがなされているのかなど。ちょっと全部ちゃんと聞いていたわけでもないのですけれども、このあたりの行政としての支援体制について伺いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 新規就農者の関係につきましても、初めて農業をやられるということで、相当の年数がかかるというのは承知してございますけれども、新規就農者におかれましても、名寄市にも何名か入られてございますけれども、2年から3年の研修を積んで農業者になられるということでございまして、その方々の御意見を聞く機会がございましたけれども、できるだけ早く就農したいのだということでございます。そういった意味では、やっぱり2年ないし3年のうちに就農をしていただきまして、その後の技術面の分については、当然JAの営農課もございまして、市には農業振興センターもございまして、道の施設として名寄には普及センターもございまして。そういった中でこの担い手センターの中にもそういった機関の方々が皆さん入られてございますので、そういった意味でそういった中での検討とことから農業・農村振興計画の策定という議論に入っていくということでございますので、新規参入者の方の研修体制に向けても既に就農されている方々の御意見をお伺いしながら検討してまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 名寄市の農業従事者の構成年齢見ますと、平成28年には60歳から64歳が13.1%、65歳以上が37.1%と合わせると60歳以上はおおよそ半数となると。高齢化

による減少で農業従事者は2,054人ほどになるというふうに見込まれているという当市の資料を調査の中で見させていただきました。一層の手厚い就業支援をお願いしたいというふうに思っております。

それとまた、道の農政部では担い手の経営継承推進事業として経営を中止する農家の経営資産等を継承するための法人の設置に向けた取り組みを推進していることから、これらの事業も活用して地域農業の中核的な担い手の育成確保をなお一層目指していただきたいというふうに思っております。

次に移ります。除排雪のあり方についてでありますけれども、(1)の空き住宅、空き地の借り上げ、除排雪モデル地区の創設に関して、先ほど前向きな御答弁をいただきました。それで、町内には地域の見守りネットワークの対象者も多く居住しておりまして、やはり堆積場所が確保されますと、地域の小型の除雪機を持っている方や何かも含めて、堆積場所さえあれば除雪してやれるのだけれどもなという町内の多くの声があります。したがって、ぜひそうしたことをまず先ほど御答弁いただきましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、国が進める空家等対策の推進に関する特別措置法の関係で言われたのですけれども、この第13条に空き家等及びその跡地の活用ということで、市町村による空き家等及びその跡地に関する情報の提供、その他これらの活用のための対策の実施というふうにあって、財政上の措置及び税制上の措置等では市町村が行う空き家等対策の円滑な実施のために国及び地方公共団体による空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行うというのが15条1項にあります。そして、このほかに今後必要な税制上の措置等を行うというのが15条2項にあることから、13条の空き家等及びその跡地の活用を図ることによって国からの補助金も活用

が期待できるのではないかと考えておりますが、このあたりについてさらに市としての考え方を伺いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 今空き家等対策の法律の関係でお尋ねをいただきました。国からの財源対策ということなのですが、現状では具体的な財政措置というのは示されていない状況にございまして、したがって例えば代執行した場合の経費ですとか、そういうものが後ほど補填されるという制度も現状ではありませんので、かかった費用については市のほうで負担をしなければならぬという現況にございます。先ほど建設水道部長からも答弁がありましたけれども、現況では権利関係等複雑に絡み合っているケースが多々ございまして、法律が施行されて以降も空き家問題が一挙に解決をするということにはちょっと考えづらい状況にありますけれども、いずれにしても町内会と連携した新たな除排雪システムが確立されるのであれば、空き住宅の除却等、また別な側面で一層努めることが必要だと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 可能な限り活用が図れるものは最大限活用しながら進めていただきたいというふうに私思っています。これ理解がちょっと違うのかなと思うのですが、国や道やそれぞれ関係箇所からの補助金等々も含めて研究しながら、なお一層これから快適な冬の暮らしを市民との協働で作り上げていくために、試行錯誤しながら、お互いに知恵を出し合って新たな一歩を踏み出していくという、その意味から先ほど来前向きな御答弁もいただいておりますところですから、私自身も市民への周知だとか協力依頼などできるところは努力をしたいというふうに思っています。

それとあと、きめ細やかなカット排雪の関係な

のですけれども、これは答弁要りませんけれども、時間がないですから。深き調節のことですから、排雪作業の緩和にもつながるというふうに私は思っているのです。それと、例えばまたさらに解けて溝になった場合にタイヤショベルを通してならせないのかなというふうにも思っているところですから、そのときの気候にもよりますが、町内会や市民の意向を可能な限り反映させていただきたいことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

変形交差点のカーブミラーの設置の関係は、先ほど中村部長のほうからお答えいただきました。ここは、学校の統合によってこの地区の通学生の増加が見込まれることやスケートリンク場が変形交差点の近くにできるというふうにも聞いておりますから、ここでやっぱり車の交通量が増加するのではないかとこのように思っていますから、ぜひ先ほどの答弁のとおり冬の実際の現状を把握して進めていただきたいというふうに思っています。

それと、暮らしに直結するインフラ対策の関係です。排水溝、これは東地区における砂詰まりの関係でありますけれども、これ毎年のようにやっぱり繰り返されるということで、先ほど御答弁いただきましたから、先ほどの答弁でいいのですけれども、排水溝を雨水管にかえるなどの近くの居住者の要望にぜひ沿った形で対策を進めていただきたいというふうに思っています。

それと、通行どめの橋の整備の関係であります。これは、18線橋の関係で先ほどお答えいただきました。ここは豊栄地区から曙、それから風連を結ぶ重要な生活動線になっております。それから、上川ライスターミナルが越えたところにあるものですから、名寄ばかりでなく下川方面からの米のもみ米といいますか、その搬入もあります。橋を挟んで前後は立派な舗装道路になっておりまして、橋の麓まで行ってUターンして帰られる方もかなり多いということで、周りの農家の方も困っておりますし、町中に買い物に来る方や仕事で使

う方も大変困っているということで、私は位置づけとしては経済道路といいますか、産業道路といいますか、使われている重要な路線にかかる橋であるということを御理解いただいて、早期整備について重ねてお聞かせいただきたいというふうに思っています。名寄には244ほど橋梁があるというふうに思っておりますが、全く使われないものは別にして、基本は通行どめにしないで整備していけるのかどうかということでもあります。このあたりについてもう一度市側の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 議員のほうから18線橋ということでお話がありました。議員おっしゃるとおり、豊栄あるいは中名寄、さらには下川と曙のライスセンターに搬入する経路ということで、生活道路はもちろんですけれども、産業道路の位置づけもされているというふうに理解をしています。議員がおっしゃいましたように、もともと風連地区と名寄を結ぶといいますか、風連地区を通過しながら名寄に入る重要な国道だったのかなというふうに、そういう幹線だったかなというふうにも考えていますが、かかっていた橋が使えなくなったということで、私どもとしては重要な橋梁だという認識はしてございますし、地域の皆さんに大変御不便をおかけをしているということについては十分認識をしております。先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、私も全体的な事業の中で、とりわけ橋梁の関係については長寿命化計画の中で10カ年ほどで進めたいという考え方がございまして、どうしても道路の舗装あるいは公園整備、そしてさらに今回具体的にことから橋梁の改修等、補修等についても入ってくるということで、全体的な交付金事業の振り分けといいますか、先ほども言いました要望がなかなかつきにくい状況も片方ございまして、ぜひこの点については御理解をいただきたいというふうに考えています。

あと、あわせて18線以外の部分でどんな状況になっているのかということについても先ほどあったかというふうに思いますけれども、現在の計画の中でしっかりと点検をさせていただいておりますし、5年に1回の点検ということで、これは義務づけがされておりますので、その中でしっかりと点検の関係については対応させていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいまの答弁で予算の関係もあってなかなか大変だと思いますが、ぜひしっかり全体的な計画を立ててやっていただきたいと思います。

次に、砺波地区の砂利道の解消についてなのですが、砂利道の解消というのは地域性を持って順次計画的に推進されてきていると、そのように思うのですが、どういうわけか周りの道路は全て舗装化されているにもかかわらず、取り残されてしまった道路があります。付近の農家の方は、米あるいはアスパラガス、野菜などを栽培していることから、砂利道の粉じんによってせっかく栽培した農産物がほこりにまみれてしまうということから、困っているということでもあります。それで、先ほど来予算との戦いみたいな形になっておりますから、一気に舗装化は予算のこともあって難しいと思うのですが、ぜひ簡易舗装などの手だてなどについて御努力いただければなというふうに思います。この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） これも先ほど答弁の中でも少し触れさせていただきまして、農道整備事業というメニューが従来あったものが見直しをされたということで、農村部における農道の整備にかかわって経済部のほうとも協力をしながら、現地の確認も含めて地先の皆さんの御意見もいただきながら、あるいは町内会の皆さんにも現

状等、要望等お話をしながら、お伺いをしながら進めてまいりたいというふうに思っていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ぜひ早期整備を求めたいというふうをお願いしたいと思います。

次に移ります。国保税の関係であります。先ほど収納状況について、名寄の状況についてお聞きしました。大変国保税の収納状況はよいということで、市民の理解と担当部署の皆さん方の努力によるものだというふうに思っています。今後も滞納者については、やっぱり悪質な方には国保税のシステムを御理解いただいて、しっかり徴収していただきたいというふうに思いますし、一方で低所得によって払いたくても払えない人はいないのかどうか、それで先ほど税徴収の考え方について今後の研究課題のような形での回答をいただいたのですが、他の市町との国保税の徴収回数、普通徴収の関係について比較してみますと、名寄が6回のところを士別だとか留萌は8回、それから千歳市は9回、旭川市、札幌市、中標津町は10回となっているわけです。名寄市は、ある意味健全運営で国保税は割と安いほうにランクされておりますけれども、先ほども言いましたけれども、徴収回数が少ないことから転入者はやっぱり割高感を持つし、1回の支払い金額が多くなることから払いづらさを感じる方が多いというふうに思っています。もちろん条例改正を伴い、あるいは収納システムの変更を伴うことですからお金のかかることではありますけれども、道の国民健康保険制度の改革の動きもございまして、そこら辺を見据えて、前倒しで徴収回数を例えば道内全域が10回が主流になるとすれば10回にふやしてはどうかということを再度伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 国保税の納期につきまして、9回から10回にふやせないかという問い合わせをいただきました。現況の実態としまし

ては、上川北部管内では支払い回数、これが3回から8回ということになっております。道内の都市部の納付回数なのですけれども、確かに8回から10回が主流ということで、6回は名寄市ともう一市というような現況にございます。それと、もう一点、平成26年度の国保税の当初賦課によりまして、納付書の発付枚数が4,419件で、そのうち普通徴収が2,132件となっております。比率にしますと48%が普通徴収ということになっておりますけれども、納付書の様式の変更ですとか収納システムの改修など、これは確認とりましたところ50万円程度の経費がかかるということになりますけれども、こちらのほうの費用は国保加入者が全員で負担するということにも1つあります。いずれにしましても、回数をふやすことが負担感の低減につながるということは明らかですから、平成30年度からとされている国保の広域化、国保の都道府県単位化に伴う制度の変更等も見据えながら、納付をしやすい環境づくりに向けて研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

地域の特徴を生かした青少年の健全育成について外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） 議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

最初に、地域の特徴を生かした青少年の健全育成について質問いたします。青少年の健全育成については、平成27年度教育行政執行方針の中にも子ども会育成連絡協議会などと協力して、さまざまな体験事業や育成者研修等の事業に取り組み、青少年の健全育成や育成環境の整備に努めてまいりますと述べられています。

そこで、4点についてお伺いいたします。1点目は、名寄市子ども会育成連合会の活動状況と子ども会に対する支援の状況についてであります。

平成19年に旧名寄ピヤシリ子ども会育成協議会と旧風連町子ども会育成連絡協議会は合併し、現在に至っております。合併後は、それぞれの活動をもとにしながらも、全市一体となった事業計画を立てる中、子供たちの健やかな成長を願い、活動が進められてきていることと認識しています。しかし、少子化により活動の存続が危ぶまれている地域があることも聞かされています。そこで、単位子ども会の加盟数と会員数、保険加入状況、活動内容、指導者、育成者の研修状況等についてお聞かせください。また、子ども会に対する支援の内容についてお聞かせください。

2点目は、スポーツを核とした青少年の健全育成についてであります。名寄市における青少年のスポーツ環境としましては、中学校、高等学校における部活動とともに、小学生から参加できるスポーツ少年団の活動が考えられます。2020年東京オリンピック開催決定とともに、年々スポーツに対する関心は高まってきている状況にあり、スポーツを活動の中心に据えた取り組みは青少年の健全育成に大きく寄与できるものであると考えます。また、当市におきましても平成28年度からJOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜スキー大会ノルディック種目の開催が内定していますことから、この夢舞台を具体的目標とする青少年もあらわれてくるであろうと思われれます。地域の特徴を生かし、幼少期からスポーツに親しむ環境を整えることが青少年の健全育成につながるものであると考えますが、スポーツ少年団に対する支援の状況及び指導者、育成者に対する研修機会の提供についてお聞かせください。

3点目は、広域連携における青少年健全育成ビジョンについてであります。2014年に開催されましたソチオリンピックにおいては、北海道出身選手の活躍が光り、地域住民に大きな夢と感動を与えていただきました。特に隣の下川町においては、スキージャンプ競技で国際選手を数多く輩

出しています。また、美深町においてもフリースタイルスキーエアリアルとの取り組みが進んでいます。スポーツ界だけではなく、物事を成就させるときには目標設定と計画が重要な要素となっていきます。そして、青少年にかかわっては、特に育成部門で成果に大きく影響を与えるのが指導者の存在です。名寄市は、上川北部広域スポーツクラブに参加する自治体でもあることから、冬のスポーツだけに限らず、近隣市町村との広域連携についての現状と今後のビジョンをお聞かせください。

4点目は、青少年活動における宿泊研修施設の充実についてであります。現在名寄市においては、青少年が宿泊をともにしながら研修を行うような公共施設は見当たりません。夏季期間におけるの野外活動施設については、数カ所のキャンプ場が整備され、利用されていますが、目的によっては利用しにくい状況にあります。そこで、今までは士別市つくも青少年の家、士別市朝日地域交流センター、また少し遠方になりますが、大雪青年の家などを利用してきています。当市におきましても子ども会やスポーツ少年団のリーダー研修会を初めとする各種研修会及び合宿で使用可能な施設の充実が活動の幅の広がりにつながるものと考えます。しかし、宿泊研修施設の新設には予算措置も必要であることから、廃校になった校舎や現存する施設の有効利用も含め、宿泊研修施設の充実についてのお考えをお聞かせください。

次に、義務教育児童生徒に対する安心、安全の確保について質問いたします。535.23平方キロメートルの面積を持つ名寄市において、昨年10月1日現在の人口密度は54.35人/km²と低く、また2010年の年少人口割合は12.3%であったことから考えると、児童生徒に対して地域の見守り体制を意図的に構築していくことが求められていると考えます。

そこで、2点お伺いいたします。まず、1点目は、豊西小学校閉校に伴う校区再編成についてで

あります。名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会での検討結果は、7月ごろをめどに最終決定されると過日新聞報道がされておりましたが、通学路が変更になる児童に対し、安心、安全を提供するための配慮事項についてお聞かせください。

2点目は、通学距離と通学方法についてであります。先ほど申し上げましたとおり、名寄市はその地理的条件から比較的遠距離から通学する児童生徒への配慮が不可欠であると考えます。特に厳しい気象条件の冬期間においては、なお一層の配慮が必要となります。中には通学手段としてスクールバスが利用できる地域もありますが、利用条件は限られております。このことから、児童生徒の通学距離と通学方法の現状と支援策についてお聞かせください。

最後に、公共施設におけるリスクマネジメントについて質問いたします。公共施設を利用者とその目的とによって大きく2つに分類した場合、利用者がおおむね限定されている公共施設と不特定多数の人々が利用される公共施設に分けて考えることができます。どちらの場合においても、多数の人々が時間と空間を共有する状況において、公共施設における安全確保は大変重要であります。

そこで、2点お伺いいたします。1点目は、不特定多数の市民が利用する公共施設における避難訓練についてであります。例えば各種学校及び幼稚園、保育所のように利用者が限定されていれば、火災、地震、不法侵入者など起こり得るさまざまな不測の事態を想定して避難訓練が行われています。しかし、不特定多数の人々が利用する公共施設における避難訓練はどのように行われているのでしょうか。特にふうれん地域交流センターは、その名の示すとおり会議、研修、例会、子ども教室など多世代にわたり地域住民の交流の場として活用されています。この建物は、風連地区でただ1つの4階建ての施設であり、エレベーターも設置されています。その4階の和室で老人クラブの例会が持たれ、大変有意義な時間を過ごされてい

ます。また、申請をした団体の利用だけではなく、放課後の子供たちが友達と楽しく各階のロビーで談笑したり、地域住民がバスの待ち時間に気軽に立ち寄りたりする姿も多く目にしています。このように地域交流の場として重要な建物であるがゆえに、あってはならないことですが、火災が発生した場合において利用者全員が安全に避難をするためのリスクマネジメントについてお聞きしたいと思います。

2点目は、名寄市立総合病院駐車場の表示についてであります。名寄市立総合病院は、その基本方針の一つに道北第3次医療圏の中核病院として他医療機関と連携を図り、地域住民の医療、保健、福祉に貢献するとあるように、この地域においてなくてはならない病院であり、高い評価がなされております。連日市内外からの多くの患者さん及び関係者が来院される状況の中で、駐車場の整備が望まれておりましたところ、平成26年12月より第1駐車場の供用が始まりました。駐車可能台数が十分であるかどうかは別として、現在は駐車後に道路を渡ることなくスムーズに中央玄関に移動することができるようになり、以前の状況がかなり改善されたと認識しています。また、南6丁目道路からの出入り口付近には、駐車誘導のための警備員も配置されており、安全面での配慮も一定程度なされております。しかし、駐車場内には通行の方向を指し示す表示が少ないことから、利用者の混乱を来す可能性があると思います。今後の安全対策についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） ただいま山崎議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び2につきましては私のほうから、大項目3のうち小項目1につきましては総務部長から、同じく小項目2につきましては病院事務部長からそれぞれ答弁をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

大項目1の地域の特徴を生かした青少年の健全育成について、小項目1、子ども会活動への支援についてお答えいたします。平成19年5月に発足した名寄市子ども会育成連合会ですが、平成26年度町内会などの単位子ども会としての加入状況は名寄地区43地区、風連地区7地区の50地区となっております。また、育成連合会に加盟していない地域においても子供の行事や活動を行っている地区もあると認識しております。連合会の活動状況としまして、活動中の事故等の保険となる全国子ども会安全会の加入状況は平成26年で単位子ども会から申請のあった会員687名分について育成連合会を通して掛金の負担をしているところであります。事業としましては、平成23年度からリーダー研修の位置づけとして、わくわく体験交流会を小学4年生から中学3年生を対象に年4回、野外炊事、キャンプ、釣り体験、宿泊研修等を実施しております。スポーツ競技では、近年はフットサル大会を開催し、また共催事業で野外体験学習事業へっちゃLANDを夏季休業期間に実施をしてきております。指導者研修の実施状況は年1回、育成指導者研修会として教育関係者の講演会とあわせ各地区の情報交換の場としての交流会を開催してきております。各地区の子ども会の活動状況は、少子化や指導者の担い手がいないなど同様の課題を抱えている地区が多い状況ですが、ラジオ体操、七夕、花火大会、廃品回収や海水浴、みこし、キャンプなどそれぞれ特色のある活動を行っているところであります。そうした活動への支援として、先ほど申し上げました全国子ども会安全会掛金の負担のほか、活動に必要な物品の貸し出し、また指導者、講師等の派遣等には生涯学習リーダーバンクから紹介できる体制も整えているところであります。

次に、小項目2、スポーツを核とした青少年の健全育成についてお答えいたします。平成26年度名寄市スポーツ少年団登録数は、名寄地区は20団体、風連地区は5団体、計25団体が登録さ

れ、団員511名、指導者91名、計602名が登録されています。それら少年団に対する具体的な支援といたしましては、名寄市体育協会への補助金のうち150万円をジュニア強化費として充てることとしており、登録人数による助成、また強化合宿を行った際の助成を行っているところであります。風連地区においては、風連町スポーツ少年団連絡協議会を通して各少年団に育成費として活動助成金を交付しています。あわせて各種全道、全国大会に出場する際には、名寄市教育振興補助金の交付基準に基づき交通費、宿泊費の助成を行ってきております。

指導者育成の研修につきましては、昨年度少年団の指導者体制の強化に伴い、指導者講習会等の受講助成も体育協会を通じて行ってきております。今後も体育協会や各競技団体、学校などと連携を図りながら指導者の育成を進めてまいりたいと考えています。

今後名寄市においては、来年2月第53回全国中学スキー大会ノルディック種目が開催され、さらには平成28年度からJOCジュニアオリンピックカップスキー大会の複数年開催も予定されていることから、地元の子供たちが一人でも多く参加できるよう競技団体、指導者との連携を図りながら競技力の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、小項目3、広域連携における青少年健全育成ビジョンについてお答えいたします。文部科学省の国際舞台で活躍するアスリート輩出のためのタレント発掘モデル事業に美深町が応募し、美深町、長野県と秋田県の3事業が採択されました。計画では、近隣自治体が連携し、スキー競技を中心とした冬季スポーツ選手の発掘と育成、子供たちの体力向上、冬季スポーツの振興によるまちづくりを目指し、平成20年度に上川北部広域タレント発掘・育成事業組織設立準備委員会を1市4町村で発足し、平成21年12月に上川北部広域スポーツクラブ設立式を開催し、平成22年から

上川北部広域スポーツクラブとして現在に至っているところであります。これまで事業採択の経過から、美深町が事務局となり取り組みを進めてきております。教育委員会といたしましては、事業を推進していくために役員を派遣し、会員の拡大などに取り組んできているところであります。平成22年度までは、日本体育協会助成金を受け、仙台大学の学生を講師に招き、事業展開をし、広域でのタレント発掘を目指してまいりましたが、平成23年度以降は日本体育協会助成金がなくなったことから、各市町村の負担金と各事業の参加料で事業を進めている状況にあります。

また、各市町村が冬季スポーツの取り組みとしてジャンプ、クロスカントリー、エアリアル、カーリングといった競技を取り入れていることから、市町村持ち回りでスポーツ教室等を実施していますが、現状活性化に至っていない実態もあります。しかしながら、上川北部広域スポーツクラブは上川北部地域のジュニア育成にかかわって広域連携を進める上での重要な組織となっております。この利点を生かし、今後担当者会議等の中で当初の目的に照らしてこれまでの活動についての成果や課題を整理する機会を持っていただくとともに、各市町村の少年団の競技種目や体育協会等の連携などの観点から、望ましい広域連携のあり方について検討していただくよう事務局に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、小項目4、青少年活動における宿泊研修施設の充実についてお答えいたします。現在名寄市においては、いわゆるなよろ温泉サンピラーが名寄市ピヤシリスキー場条例で研修施設に位置づけられており、道内外の高校、大学など運動部の合宿には利用されていますが、市内青少年活動における宿泊研修施設としては宿泊料金や施設の利用形態の関係もあり、積極的な活用はされていないのが現状であります。市所有の公共施設においても行政主体の体験事業、また交流事業で施設管理、警備、保安上支障のない活動については宿

泊を伴った活動で利用している場合もありますが、さきにあった単位子ども会の事業や少年団活動だけの利用には制限があるのが現状です。現時点においては、そうした宿泊研修施設を新設する計画はございませんが、質問にもありました廃校になった校舎、またそのほかの施設の活用についても検討していく必要があると考えております。いづれにいたしましても、それらの施設の活用につきましては、名寄市行財政改革推進実施本部の事業見直し検討部会での公共施設のあり方について、また次期総合計画策定において議論がされていくものと考えていますので、御理解をお願いいたします。

次に、大項目2の義務教育児童生徒に対する安全、安心の確保について、小項目1、豊西小学校の閉校に伴う校区再編成についてお答えをいたします。豊西小学校の閉校に関しましては、平成23年度に設置された名寄市街地区公立学校統廃合検討委員会の中で議論いただき、結果として老朽化した豊西小学校を未使用化し、豊西小学校に通学している児童については通学区域を見直しし、名寄南小学校と名寄西小学校に通学することで方向性を出しております。統廃合検討委員会で通学区域の見直しを検討するに当たっては、1つ目に通学時の安全性を考慮し、線路を越えての通学区域の設定はしない。あわせて通学路の整備を計画的に進める。2つ目に、子ども会活動など町内会単位での活動をしている場合が多いことから、町内会の分割をしない。3つ目として、可能な限り直近の学校に通学できるよう通学区域を設定する。以上のことを最優先事項として、将来への児童数の減少を加味しながら検討してきたところであります。具体的には、豊西小学校については西町2区、西町3区、名寄南小学校区域においては中島区、栄町区、西町1区を名寄西小学校区域に見直すことで検討を進めてきました。この通学区域の見直しに伴って通学距離が遠くなる町内会は出てきますが、一番遠くなる西町2区でも名寄南小学

校までは計算上1.8キロメートル程度となっています。これは、名寄市で定めている遠距離通学の支給基準である冬期間で2キロ以上の要件をクリアしている状況にあり、また耐震化された学校施設を使用することにより児童の安全を最優先に配慮するという考えに立った措置でありますので、御理解を願います。

次に、小項目2、通学距離と通学方法についてお答えをいたします。本市においても遠距離から通学する児童生徒の通学費を補助することにより、通学に対する負担軽減を図っているところであります。小学生については、前期の4月から9月が4キロメートル、後期の10月から3月が2キロメートル以上、中学生については前期の4月から9月が6キロメートル、後期の10月から3月が3キロメートル以上の距離から通学する児童生徒が対象となっております。この距離の設定根拠は、国において学校の適正配置を行う場合の一つの要件として通学条件を規定しており、その距離が小学生で4キロメートル、中学校で6キロメートルとなっていることから引用されています。また、本市は特別豪雪地帯でありますので、降雪期の後期はそれぞれ2キロメートル、3キロメートルと規定をしているところであります。国では、この距離の設定に当たり小学校5年生と中学校2年生を対象に通学距離とストレスとの関連を調べた研究によると、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内の通学距離では気象条件等に関する考慮要素が少ない場合、ストレスの増加が認められなかった研究結果も出されているところでありますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 私からは、大項目3、公共施設におけるリスクマネジメントについて、小項目の1、不特定多数の市民が利用する公共施設における避難訓練について申し上げます。

避難訓練につきましては、火災だけではなく地

震、テロなどさまざまなリスクが発生した際の対応として想定されるところであります。中でも火災対策の避難訓練が特に有効であると考えているところであります。公共施設における火災発生時の避難訓練につきましては、消防法第8条におきまして防火管理者が消防計画を定め、避難訓練等を行うよう義務づけられているところであります。これに基づき名寄市では、火災発生を想定した避難訓練について、防火管理者の責任において各施設ごとに主に職員を対象とした避難誘導を中心としまして避難訓練を実施してきているところであります。

また、公共施設については、建築当初から消防法を初めとする法律上の安全対策が義務づけられておりまして、防火対策についても火災を早期発見するための自動火災報知設備を初め避難誘導のための誘導灯や避難器具、消火のための消火器や屋内消火栓設置など各種設備の設置が義務づけられているところでございます。御質問のありましたふうれん地域交流センターにつきましては、建築基準法による安全対策の規制に基づき、建物は耐火構造で2方向ある避難のための階段は防火区画とされております。これに加えまして消防法に基づき火災を早期発見するための設備として自動火災報知設備が、避難誘導のための設備として誘導灯及び3、4階には避難器具が、消火のための設備として消火器、屋内消火設備がそれぞれ設置されており、火災延焼遅延対策としては防煙物品の仕様によるカーテン、じゅうたん、幕などを用いております。また、ソフト面の防火管理体制としましては、防火管理者の選定、消防計画の作成、年2回の避難訓練の実施が義務づけられており、消防計画に基づき避難訓練を実施してきているところでございます。

なお、近年の公共施設の管理におきましては、指定管理として民間事業者が管理運営を行う施設が多くなり、その施設のリスク管理につきましては指定管理制度においても防火対策等の計画を義

務づけているところであり、管理者の責任として避難対策を担っていただいているものでありますので、御理解をいただければと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、小項目2の名寄市立総合病院駐車場の表示についてお答えいたします。

旧精神科病棟を解体して整備いたしました第1駐車場につきまして、北側の出入り口には事故防止のため車両の進入、退出の際に一旦停止をしていただくよう停止線の表示、一時停止看板の設置を行っております。さらに、車両の出入りが非常に多い平日の日中につきましては、より安全性を高めるべく駐車場案内係を午前7時30分から午後3時30分まで入り口前に配置し、車両誘導を行っているところであります。しかしながら、来院者によっては一旦停止をせずに入り出す車両もありまして、接触事故のおそれもあるかと思えます。また、駐車場内通路につきましてもすれ違い走行ができる6メートルの通路幅を確保しているところではありますが、通路の中央部を走行されている車両が見受けられるのも実情でございます。つきましては、駐車場の安全確保のために利用者の協力が得られるよう、よりわかりやすい通路表示を検討し、整備してまいりたいと考えております。また、今後におきましても継続して駐車場の状況を見きわめながら、適宜対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 丁寧な御答弁いただきました。御答弁いただきました内容につきまして、時間に限りはございますが、何点が再質問をさせていただきますと思います。

まず、子ども会に対するの支援であります。子ども会の育成者、指導者の研修について、年に1

回それぞれの実情等について交流をし合う研修がなされているという御発言をいただきましたが、研修というのは地元での研修もさることながら、やはり上部機関ですとか他地区の状況について交流をする。その中で名寄市の子供たちの育ちの状況等について知り、また新しいビジョンについても意見を交流し合う、その部分が重要であるというふうに考えておりますことから、上部機関との研修も行われているのではないかと思います。その部分についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありました上部機関との連携と申しますか、研修会の参加状況ですけれども、議員からありましたとおり当然上部機関との連携によりリーダーがさらに成長していく部分では大変重要なことというふうに考えています。上部機関としましては、北海道子ども会育成連合会と上川地域子ども会育成連絡協議会へ加入をしながら、各種会議でも参加をしております。また、北海道地域子ども会リーダー研修会にも会員を派遣しているところであります。今後におきましても子供が主体的に活動する将来の子ども会活動とするためには、リーダーの養成が大変重要だというふうに認識をしておりますので、先ほど答弁でも子ども会連合会と連携しながら、引き続きリーダー研修会を開催し、単位子ども会の活動をサポートする指導者育成についても話をさせていただきましたけれども、特に指導者研修会におきましては今の子ども会の現状なり、そういったことも把握しながら、今後どうしていくかという点について今まで以上にやっぱり議論をすることが必要かというふうに思っておりますので、そういった上部組織での会議等の参加の状況等も踏まえながら、この地域でよりよい子ども会活動、リーダーの養成に努めてまいりたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 先ほど御答弁いただ

きました内容につきまして、リーダー研修にかかわりましてはやはり小学生、中学生におけるジュニアリーダー、高校生におきましてのシニアリーダー、どちらもそれぞれの目的を持っての研修がなされていると思います。そして、そのリーダーは、ただそこでこういう研修を受けていただいたということだけではなく、身につけた中身を地区に持ち帰って生かすというところで身につけてくるということがとても重要であると思っております。その件に関しまして、リーダーを養成するのであれば養成したリーダーを地元で生かす、その場の提供が必要であると思っております。かつて名寄ピヤシリ子ども会育成協議会のほうにおきましては、NACといひまして、ナヨロアクティビティ・クラブという、その頭文字を集めたNACという集団といひますか、組織がありました。これは、当時私は風連町在住でしたので、直接かかわりを持つことはありませんでしたけれども、リーダーになる子供たち、主に中学生、高校生が自分たちから集まって、そして企画、運営をする中でみずからも子ども会の一人としての役割を果たしつつ、会を盛り上げていきたいという思いを持っての子供たちの集まりであったと思っております。そして、そこで活躍されていた方たちは今ちょうど親になる世代に育てられているのではないかなというふうに思っておりますので、その方たちの現状としてのかかわりをぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。その点に関して、現在での何か情報としてお知らせいただける動きがあるかどうか、その点について少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員から御質問がありましたように、小中学生でリーダーとなって、その後高校生、さらには社会人となって地域のまちづくり等につながっていく、そういったことが大変重要だというふうに考えています。言われましたようにナヨロアクティビティ・クラブ、NA

C、昭和61年に設立されて以降、奉仕活動を主としてみずからの向上と名寄市の発展に尽くすということと言われていましたように、中高生を対象に子ども会のリーダー研修会の修了者が参加をして組織をつくっていましたが、平成11年度に活動を休止して、一度平成19年に再開をしましたが、平成22年に休止状態という状況にあります。そういった面では、せっかく子ども会でそういった人を養成した人が上につながっていない状況はありますけれども、ただ子ども会のリーダー養成がなかなか活発化していない、進んでいないという状況も1つにはあります。ただ、そういった人たちを中心に杉並区との都会っ子交流であったり、そういったときに子ども会でリーダー的存在の人を声かけしながら、班の班長とかになってもらうなど、機会を見つけてそういった活動につなげていくようなこともしています。今後もそういった組織はありませんけれども、子ども会で活動した人たちをより活動につながるような形でいろんな事業に参画をしてもらうような、そういった仕組みづくりも関係する団体とも連携をとりながら、将来は社会に出て名寄に戻ってきたりして名寄の地域につながる。先ほど言われましたようにNACに入っていた子供たちが今は親としているわけですから、その人たちの子供たちに自分の経験も含めて家庭内での教育をしてもらうような、そういったことも期待をしているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） そのお言葉を具体的に進めていただきたいなというふうに思っておりますが、やはり現在の子ども会連合会の役員の方たちは大変御苦勞をされていると思っております。それは、まずもって参加者が集まりにくい状況がある。少子化から来るものだと思いますけれども、組織が横に広がっていかないという状況があると思っておりますので、先ほどから申し上げておりますとおり

子ども会ですので、子供の会、大人が育てるだけの会ではなくて子供たちがみずから育とうとする会にさせていただきたいと思っております。子供たちは、それぞれの年齢にもよりますけれども、思いはしっかり持っております。そのことをしっかり受けとめていただけるような事業の組み立て方、そして企画運営からかかわっていただけるようなリーダーの養成の仕方、その点についてぜひとも今後取り組みを進めていただきますことを要望して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問といたしましては、広域スポーツクラブの連携についてであります。先ほど御答弁いただきました内容について、今後のビジョンについて多少知り得ることができましたけれども、実は平成28年2月に全国中学校のスキー大会が名寄市を会場に開催されます。もうこれは既に決定されていることです。そして、平成28年2月というのは27年度です。そして、28年度からは先ほど申し上げましたJOCジュニアオリンピックカップのスキー大会。この件に関しましては、子供たちの育成、競技力向上ということについて時間が無いということでもあります。既に育ち上がってきている中学生、小学生をこの場の中でさらに大きな夢として膨らませていけるような取り組みということに関しまして、具体的な連携を模索していかなければいけない。そのときに既に歩み出さなければいけない時間に来ていると思っておりますので、連携という部分につきましてもう少し具体的なところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま全国中学スキー大会やJOCのジュニアの大会に向けての育成ということでもありますけれども、基本的には子供たちの競技力の向上については所属する競技団体等が主体的に行うべきものというふうに考えているところです。教育委員会としましては、そういった指導をするなり練習するに当たっていかに環境を整えて、また支援、助成、そういったもの

がいかにできるかというところだというふうに思っています。当然大きな大会が来ますので、それに向けてやっぱり地元から選手を出していくという市民の大きな期待もあるかというふうに思っていますので、体育協会や当該するスキー連盟等とも指導力の向上によって競技力の向上をするために、うちの教育委員会として何が必要なのかということも含めて具体的にちょっと協議をさせてもらいながら対応してまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 地元の選手が多くの市民の応援を受けながら活躍する姿を夢見ている一人でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。そして、その選手の活躍、それから市としてこういう思いで青少年を育成しようとしている、その一つの手だてとしてジュニアオリンピックカップを招き入れたということにかかわりまして、広く市民にも知らせていただきたいと思います。やはり子供たちの背中を押す多くの一般市民の声ですとか思いというものは、子供を育てるときに大変重要な力となってくると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほど御答弁いただきました通学距離と通学方法について再度質問させていただきたいと思っております。御答弁の中にありました通学距離の遠距離通学の児童生徒に対しての支援についての距離についてのお話がありましたけれども、小学生、夏期4キロ、中学生6キロ、冬期間2キロ、3キロという、この距離についてであります。これについてはやはり小学生1年生から6年生までありますことから、それぞれの子供たちの体力差、生活経験の違い、それから特に名寄市におきましては1人で通学しなければいけないのか、そうではなく上級生に守られながら通学することができるのか等々、さまざまな要因がこの通学にはかかわってくるものと思っております。かといひましてそ

の一人一人に対してきょうはこうだ、あしたはというような、なかなか手厚い支援はできかねるものとは思っております。当然保護者の責任においてということが重要になってくるとは思いますけれども、その距離についての部分におきまして、もう少し低学年はというような配慮ができないものかどうかお尋ねしたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほど答弁もしましたが、国が示しています通学距離、小学生が4キロメートル、中学生が6キロメートルを基本としながら、この地域、豪雪地でありますから、冬期間におきましてはそれぞれ2キロメートルと3キロメートル以上の基準で補助をしているところであります。議員が今お話がありましたとおり、小学校の低学年と高学年では体力的にも大きな差があることは承知しておりますし、交通安全上小学校低学年の自転車通学も認めていない実態もあります。このような現状にあることから、現在設定されています距離がこの地域において適切であるかどうか、近隣市町村の実態も調査するとともに、各学校の児童生徒の通学の状況を把握しながら、今後調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） これから名寄市の子供たちが残念ながら少なくなっていく人口状況にありますので、一人の子供も落とさず、安心して義務教育を受けることができる、公教育の中で安心して子供たちが育っていけるということにおきまして、保護者の責任というところもさることながら、やはり公という部分においての支援については手厚く行っていただきたいと思っておりますので、その部分について要望させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問になろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げました公共施設のリスクマネジメントについてであります。私自身風連地区に在住し

ておりますので、日ごろから地域交流センターを使用しておりますときに、本当に何かあったときにどのようにすればいいのだろうかということについてよくシミュレーションをしておりました。確かに法律にのっとっての建物であり、危険な建物を公共施設として建設するはずはなかりょうと思っております。ある程度の安心はしております。しかし、先ほど申し上げましたように和室が4階にあるものですから、老人クラブの方たちの例会はほとんどが和室です。そこで活動されている方の中には、やはりきょうは足が少し痛いという方もおられて、正座をすることもままならない中で活動をされています。避難訓練が2回行われているということでしたが、その2回の避難訓練をどれだけの地域住民が認知しているかといいますと、なかなか厳しいところだと思います。管理責任者側の避難訓練はなされているということであろうと思いますが、それが広く地域住民に浸透し、何か起こったときに実際問題慌てず安心してどの経路から避難していけばいいのかということについては、広報活動も含めて大変重要であると思っております。そして、階段については2カ所設置されているということでしたが、縦長の建物ですので、北側の階段と南側の階段の間に数メートルしか間隔がありません。ですので、その建物の構造上からもより一層地域住民が安心して使えるように何か避難誘導される手だてを知り得るような方策をとっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 公共施設におけるリスクマネジメントということで、議員まさに使われている地域交流センター、体験に基づいて御質問いただいたことと思っております。そういった意味では重く受けとめさせていただきたいと思っておりますが、この間施設の建設について、あるいは維持管理については、当然施設の設置者あるいは管理者として安全、安心、これについて努めてきてい

るといふこと、そういうふうには認識をしておりますし、議員が言われたように、あるいは先ほどの答弁で申し上げましたように、それぞれ国で定めた基準等についてはクリアはしてございますので、特に地域交流センターについては最近建設した施設でございますので、市内でも本当に有数の安全性が確保されていると私どもは思っております。ただ、言われるように安全については確かに法等の規制を遵守しておりますので、確保していると思っておりますけれども、より踏み込んで市民の皆さんに安心をいただくという意味で周知等の活動が必要ではないかということで今いただきましたので、ただ具体的に議員の質問の中にあつたように利用者が特定される施設についてはその利用している方たちを対象に避難訓練等を実施することによって安心を十分伝えられるのかと思っておりますが、不特定多数の場合についてはなかなか利用者を特定しての避難誘導等については難しいかと思っておりますけれども、御提案いただきました広報等での活動、いわゆる周知活動も含めてそういった取り組みができるのかできないかの調査も含めて取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 今御答弁いただきました内容の中で周知していくという言葉がございましたので、ぜひそのようにお願いしたいと思っておりますが、防災の日というのが9月にございます。それから、シェイクアウトということで、避難訓練等において少し認識を高めるといふ日も365日のカレンダーの中では設定されているところでありますので、ぜひそういうところで不特定多数の利用者であるがゆえに避難訓練ができないということではなく、不特定多数の利用者であるからこそ、この日にはこういう避難訓練をしていますという、そういう情報を流していただきたいと思っております。例えば実際問題に何か発生しましたときに、一番最初にどのような合図が流れて

くるのか、どのような音で、もしくは光で誘導されていくのか、それを知る、知らない、それだけでも、特に逃げることに關して体力的に不安を抱えておられる方たちは安心されるのではないかと思っております。やはり管理責任者の方たちは、私が知る限りにおいては4名ではなかろうかと。1階に4名の方、そして2階に多くて4名の方、合わせて8名の方はおられますけれども、常に8名の方がおられるというわけではなく、外勤されている状況の中で、どなたがどういう動きをされるのかという、その細かいところまでは一般市民にはなかなかわかりにくいところではありますけれども、誘導の最初の初動がどういう形で行われるかについてはぜひお知らせさせていただきたいと思っております。

余談になりますけれども、私は兵庫県出身ですので、阪神大震災を経験している自治体であります。何度も念を入れた防災計画、防災無線等において事前に起こり得る防災に対しての情報が流されております。その部分につきまして、ありがたいことに名寄市におきましては地震も少ないところでございますが、やはり少ないからといって安心し切るといふことではなく、常に弱者に対しての情報は丁寧に流していただきたいなというふうには思っております。広報なよろ等でも丁寧な情報提供はなされていると思っておりますし、インターネット等でも流されていることは認識しておりますけれども、残念ながら見る状況にない方たちもいらっしゃると思います。その点においてやはり通りかかったときに伝わってきた、きょうはたまたまこういう日だったからその状況を知り得ることができた、そういう地域の口コミを利用したような形の中での徹底した周知をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 貴重な提言をいただいているというふうには思っております。手元に平成27年、ことしの5月に実施をした避難訓練の

状況をまとめたものがありますけれども、このときについては少ないですけれども、施設利用者、これお二方でしたけれども、この方たちを交えて避難訓練を実施したというふうにありますし、議員が御心配をされている4階和室を利用しているお年寄りへの避難訓練、避難誘導について、これも車椅子等での利用する可能性が高いということもありまして、そういった対応も含めて実際に訓練をしているところでもありますので、施設管理者として努力はさせていただいているということで、まず御理解いただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、より一層市民の皆さんに安心をしていただくという視点から、今いただきました提言も含めてどのような形ができるのか、ここについてはさらに調査をさせていただきたいというふうに思っています。ただ、先ほどからの答弁の中にあるように、やはり不特定多数というような一つの制約もありますので、その中でどのような取り組みができるかについて調査検討させていただきたいということで御理解をいただければと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） ぜひそのようをお願いしたいと思います。

時間が参りましたので、再度お願いを1つ申し上げて終わらせていただきたいと思います。先ほど申し上げました地域の特性を生かした青少年の健全育成についてでございますが、地域の子供といえますのは、例えば単純にうちの子という言葉をお口にしましたときに、これは我が家の子供ではなく名寄の子供を指す言葉としていただきたいと思います。うちの子供たち、すなわち名寄の子供たちです。そして、青少年の健全育成は学校教育だけではなく社会教育で担うところが多々ございますので、ぜひともこの部分を丁寧にお酌み取りいただきまして、今後とも機会を捉えて私自身もしっかり考えてまいりたいと思っておりますので、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

います。

以上で本日の私の質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

風連地区の施設利用状況について外1件を、浜田康子議員。

○1番（浜田康子議員） ただいま議長より御指名いただきましたので、通告順に従いまして、大項目2点について質問してまいりたいと思っております。

最初に、大項目1、風連地区の施設利用状況についてお伺いします。新名寄市総合計画後期基本計画のコミュニティ活動の活性化の中で、自治意識と地域の連帯感を高める啓発活動を推進するとともに、町内会などの活動に対し積極的に支援します。また、町内活動の活動拠点となる会館の機能充実を図るための支援を行いますとあり、地域活動の中において身近な位置にあり、利用できる会館等は町内活動や集会など幅広く活用されている状況と認識しております。

(1)のコミュニティセンター等集会施設利用状況についてですが、①の利用実績と団体について、風連地区においては各地域コミュニティ施設が多年にわたり地域住民に研修、集会施設を提供し、福祉や文化交流活動の向上と増進を図る場として、また生涯学習や公民館分館活動、老人クラブの活動拠点として、各種会合や催しなど幅広い利用を目的として活用されていると思っておりますが、その利用実績と団体についてどのような詳細になっているのかお伺いします。

②の施設の利用されている形態については、町内会の集まりや老人クラブなどでどのような催しで利用されているのかと、あわせて風連地区につ

いては葬儀等でも利用されており、詳しい内容についてお伺いします。

③、施設の老朽化に伴う考え方について。風連地区においてのコミュニティセンターは、平成18年3月の合併後は特例区事業として継続され、合併特例区終了後も市が管理する施設として現在に至っていると認識しています。風連地区のコミュニティセンター等の管理運営に関しては、名寄市風連地区地域振興審議会から平成25年2月7日付で地区の公の施設管理運営方法及び利活用に関することについての答申があり、答申書のまとめでは風連地区を含めた名寄市のまちづくりにおいて今後も市が管理者として条例及び規則により適正な管理運営を継続することが望ましいとあり、また既存の各施設は古くは昭和48年、新しいもので平成10年の建設と年数もたっており、今後適正な配置や規模、老朽化や省エネ、耐震性を含めた改修、設備の更新等の検討が必要です。各地域で管理されている小規模会館等が今後の課題と考えられ、対応と検討が必要でとの答申となっております。この答申書が出されてから2年間が経過しておりますが、その後答申に関して対応を検討されておりましたら、その内容についてお伺いします。

次に、大項目2、公共交通機関についてお伺いいたします。（1）、都市間バスの利用状況について、①の利用人数、運行状況についてですが、名寄市での交通手段として自家用車、列車とバスがございしますが、利便性や歩行の距離などを考え、札幌への移動に都市間バスを利用される方も多いように思われます。現在の利用状況及び季節により利用人数に変化があるのかお伺いします。

②、風連駅前のバス待合所についてですが、都市間バスの停留所については名寄市内による一と風連駅前とがございします。よろ一については待合室が館内にあり、快適な空間でバスの発車時刻まで過ごすことができると思いますが、風連の待合所については国道40号線の駅前に2カ所あ

り、西側の待合所はふうれん地域交流センターの建物の1区画を利用し、設置してあり、風雨や雪をしのげるようになっております。一方、国道東側の待合所については、簡易な待合所が設置してあり、以前は東側1面だけが風をよけるようになっておりましたが、その後風よけのためにネットが張られています。また、長い間シートが破れた椅子とごみが放置され、国道、駅前の景観としては甚だ見苦しいところがありましたが、つい先日担当の職員の方がベンチに交換したということをお聞きし、早速確認させていただき、白いベンチが置かれ、ごみも片づけてあり、一住民として大変感謝しております。しかしながら、風雪よけのネットについては、皆さんも御存じのとおり冬期間の風雪の強さはネットでしのげるものではなく、私自身も冬期間にバスを待つ間の寒さに震えたものでございします。待合所の風雨、雪をしのぐための手だてを何かお考えになっているのかお伺いします。

次に、（2）の平成28年より下多寄線で実施されているデマンドバスについてですが、運行から3年半になり、実績についてどのような状況なのかお伺いします。

次に、今後の路線利用者への対応についてですが、公共交通機関が少なく、広い地域に住む住民にとって病院、商店などへの移動手段として自家用車は欠かせないものですが、高齢になると交通安全のためにと免許を返納する方もいらっしゃいます。また、免許を有しない方にとっても低額で利用でき、自宅から目的地まで利用できるデマンドバスは利便性の高い交通手段であると思っております。ただ、同じ地域に居住しているにもかかわらず、道を挟んで向かい合わせでも利用できない住民がおり、機能的ですばらしい交通手段であるデマンドバスを今後地域事情への配慮や福祉の視点から運行範囲の拡大等お考えがあるのかお伺いします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま浜田議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。あわせて私のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、大項目の1、風連地区の施設利用状況について、小項目1、コミュニティセンター等集会施設の利用状況について申し上げます。初めに、各施設の利用実績と団体について及び施設の利用形態についてであります。風連地区には主に地域住民が利用する集会施設としまして農村地域に6、市街地に2、合わせて8つのコミセン等がございます。平成26年度における各施設の利用実績等につきましては、まず瑞生コミセンにつきましては年間で280件、22団体、5,068人が利用され、その主な利用団体は老人クラブ146件、サークル30件、町内会28件、風連獅子舞保存会25件、神社関係15件、保全・支線組合等13件で、その利用形態につきましては老人クラブ例会、舞踊サークル、獅子舞の練習、町内会などの会合となっております。西風連コミセンにつきましては、年間で100件、14団体、1,379人が御利用されておまして、主な利用団体につきましては老人クラブ36件、公民館分館及び町内会など53件で、その利用形態につきましては老人クラブ例会、町内会などの会合などとなっております。東風連子供と老人福祉館につきましては、年間で202件、17団体、314人が御利用され、主な利用団体につきましては社会教育関係団体86件、老人クラブ51件、公民館分館及び町内会35件、保全・支線組合など14件で、その利用形態につきましては社会教育団体のサークル練習、老人クラブの例会、その他会合などとなっております。旭コミセンにつきましては、年間で82件、8団体、1,436人が御利用され、主な利用団体につきましては町内会39件、老人クラブ34件で、その利用形態につ

きましては会合や老人クラブの例会などとなっております。日進コミセンにつきましては、年間107件、25団体、2,941人が御利用され、主な利用団体は老人クラブ36件、公民館分館及び町内会26件、保全・支線組合15件、市など13件で、その利用形態につきましては老人クラブ例会、各団体等の会合、市のお出かけツアー説明会などのほか、葬儀でも3件御利用いただいております。東生福祉会館につきましては、地域の町内会及び酪農関係者の会合で年間34件、4団体、222人が御利用されております。

続きまして、市街地の2施設についてであります。まず西町コミセンでは年間で109件、18団体、2,691人が御利用され、主な利用団体につきましては近隣の3町内会で合わせて20件、社会教育団体11団体で80件、その他企業2団体、7件で、その利用形態につきましては各団体の会合等が主であります。舞踊サークルの練習や例会、企業の健診なども含まれております。また、仲町集会所では年間60件、26団体、803人となっております。風連地区の各種団体がそれぞれ会合などで御利用をいただいているところであります。

次に、平成25年にいただいた答申の対応についてであります。風連地区における各地域のコミュニティセンターにつきましては、合併協議におきまして地域組織へ維持管理の委託を行うとされたことを受けまして、市では平成19年2月に策定いたしました新名寄市行財政改革推進計画におきまして指定管理制度の導入を目指すこととし、平成22年度に各地域を回りそれぞれ説明を重ねてきたところでございます。地域からは、施設の設定目的、経緯を考慮する必要性や地域の活動拠点であること、戸数の減少や施設の老朽化に伴う費用負担への危惧、市街地との均衡や地域が管理する小規模会館との二重負担などの課題が出され、風連地区合併特例区協議会では将来は地域の自主管理とすべきであるが、調整には時間を要するこ

とから、町内会制度へ移行後1年をかけて協議することとされております。平成25年2月の答申につきましては、合併特例区終了に伴い新たに設置をしました名寄市風連地区地域振興審議会によるものでありまして、その内容は議員御存じのとおり今後においても市が管理者として施設の管理運営を継続することが望ましいとされました。また、あわせて検討事項としまして施設の配置と規模と適正な受益負担について、地域の施設運営委員会と協働の強化について、新たな施設管理運営方策について、施設の改修、設備の更新並びに地域に所在する小規模会館等の課題への対応について、4点が付されております。

この答申を受けまして平成25年度行財政改革推進実施本部では、これまで地域コミセンとの検討対象に市街地にごございます西町コミセンも含めてまいりましたが、町内会にかかわらず個人、企業及び各団体等の利用が多いことから、他コミセンとは区分して扱うこととさせていただきます。また、適正な受益と負担及び新たな施設管理運営方策につきましては、市が施設管理を主体的に行い、基本的な維持管理経費等を負担することを前提とし、各町内会の管理業務、施設内外の環境整備に必要な消耗品等の経費などを負担すること、また二重負担と言われる行政班会館等の小規模会館に関しましては、高齢化や戸数の減少及び施設の老朽化による将来的な費用負担への対応として、解体することを促進すること等を案としまして、平成26年2月に各町内会会長と意見交換を実施したところでございます。各町内会長からは、平成22年度と同様の意見も多く、同意には至らなかったものの、市民と協働のまちづくりの理念から、現状よりも一歩進んで地域が何らかの負担をすることもやむを得ないとの御意見もいただいたところでございます。地域の歴史や経過もあり、時間をかけての協議検討となっておりますが、新しい管理運営のあり方について今後とも地域と話し合いを進めながら取り組んでまいりたいと考え

ておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

次に、施設の老朽化につきましては、答申にありますように一部増改築を行っている施設があるものの、古い施設では昭和48年の建設、新しい施設でも平成10年建設となっております。築40年を超える施設もありますが、適宜修繕等を実施し、適切な管理に努めてきたところでありますが、名寄市内の公共施設も主に1970年代に多くの施設が整備されましたことから、同様に施設の老朽化が進んでいる状況にあります。厳しい財政状況が続く中で、今後の人口減少や高齢化などにより公共施設等のあり方や利用方法も変化していくことが予想されます。また、合併後の施設全体の最適化を図る必要性も考えられます。こうしたことから、今年度公共施設等総合管理計画の策定に取り組み、公共施設全体を把握し、長期的な視点から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実施したいと考えているところであります。

なお、この公共施設等総合管理計画につきましては、公共施設の現状や今後の基本方針を総論的に示させていただく予定であることから、各個別の公共施設のあり方については登載をいたしません。次年度以降の行財政改革推進実施本部におきまして公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、さらにはさきにいただいております答申を踏まえて、これからの公共施設のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、大項目の2、公共交通機関について、小項目1、都市間バスの利用状況について申し上げます。高速なよろ号は、名寄一札幌間を結ぶ高速バスとしまして1日4往復運行されており、平成26年度の年間利用実績は利用者数3万9,166人で、名寄市街地での乗降3万6,074人、風連駅前での乗降3,091人となっております。また、四半期別の利用者数につきましては、第1・四半期では名寄市街地の乗降8,260人、風連駅前6,84人、第2・四半期では名寄市街地1万5,92

人、風連駅前918人、第3・四半期では名寄市街地8,610人、風連駅前716人、第4・四半期では名寄市街地8,612人、風連駅前774人となっており、季節ごとの利用実態としましては夏季の利用が多いものの、目立った特徴はあらわれていない状況でございます。

また、風連駅前バス待合所の防寒対策につきましては、都市計画法上の規制があり、現在は壁面3面をシート状のネットで覆う簡易な構造としているものでありまして、バス待合所そのものの構造を変更をすることにつきましては難しいことから、既存の設備を活用した工夫により防寒対策を講じることができるよう引き続き検討してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目の2、デマンドバスについて申し上げます。名寄市下多寄線デマンド運行は、利用者が減少していた路線バス、下多寄線を廃止し、予約に応じて効率的な運行を行うデマンド型交通としまして、平成23年11月から運行を開始してございます。利用実績につきましては、デマンド運行移行前の路線バス年間利用実績1,081人に対しまして、移行後3年間の年間利用実績は平成24年度5,412人、25年度5,584人、26年度4,938人でありまして、約5倍程度の伸びとなっており、運行に係る市の財政負担につきましても移行前が年間345万6,000円であったのに対しまして移行後の平成26年度は257万2,000円と市の負担も軽減されている状況でございます。また、移行後3年目となります平成26年に実施をしました利用者アンケートにおきましても満足度が高く、地域間の移動手段として順調に活用がされているとの認識を持っております。デマンド交通の運行範囲につきましては、旧下多寄線沿線の代替機能とバス運行が行われていない下多寄方面の交通空白地帯を解消するために、地域への説明や地域の交通関係事業者から意見を伺い設定したものでございまして、運行範囲の拡大につきましては既存バス路線がカバーをし

ております範囲と重複することとなるため困難であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） それぞれ御答弁いただきありがとうございます。順次再質問をさせていただきます。

風連地区のコミュニティセンターの運営に関して、建設以降まさしく風連のコミュニティーの核となる施設として多くの地域住民に利用されてきた施設であり、長い歴史がある管理運営についてその運営形態を変え、地域住民にも相応の負担をお願いしていくということで、今後行政改革の検討課題とのことですが、厳しい市の財政事情の中でも市民が少しでもよくなったとの実感が持てるような内容が示されるようによろしく願います。

また、各施設の答申書の中にも指摘のあったように、建設後年数が経過しております。市では、地域防災計画のもと防災マップを作成中とのことですが、その中で風連地区の各コミュニティセンターも緊急避難場所、避難所の指定がされておりますが、先ほど申されたとおり各施設の老朽化が進む中、耐震性についてどのように検討調査されてきたのかお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今再質問いただきましたけれども、その以前の答弁の中にコミセンの利用実績についてちょっと誤って答弁をしてしまいましたので、まずこの分について修正をさせていただきたいというふうに思います。

まず、瑞生コミセンのところの利用のところで、神社関係15件と申しましたけれども、これは19件の誤りでした。あわせまして東風連子供と老人福祉会館の利用実績で314人というふうにご利用人数を申しあげましたけれども、3,141人の誤りでありましたので、おわびを申しあげまして

訂正をお願いしたいというふうに思います。

それでは、再質問いただきました施設の老朽化に関して、特に耐震化に関してということでありますけれども、ここについて申し上げたいというふうに思います。まず、耐震の診断についてでありますけれども、これにつきましては耐震改修促進法の規定によりまして不特定多数の方が利用する建物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用されます建築のうち、大規模なものについて義務づけがされているということであります。また、耐震性の有無の判断の基準についてでありますけれども、ここにつきましては当該施設の建築年次、建築基準法が構造規定が改正をされました昭和56年の以前か以後かによってこの有無を判断することとなります。

さて、御質問にありました各コミセンの耐震化の状況についてでありますけれども、先ほど申しました昭和56年の以前か以後かに分けますと、56年以前に建設されました施設につきましては東風連子供と老人福祉会館、それと旭コミュニティセンターの2つの施設がございます。しかしながら、建物の規模、これは面積となりますけれども、この基準によりまして耐震診断の義務がない施設に当たるということであります。このことから、耐震診断を実施しておりませんので、現状では耐震性を有しているか不明な建物ということになっているということであります。

さて、防災計画との関係についてでありますけれども、災害時の避難所としまして各コミセンを指定させていただいております状況になりますけれども、現在の防災計画につきましては災害の種類ごとに避難所を指定させていただいております。地震等の避難所につきましては、耐震化の不明な東風連子供と老人福祉会館については指定をしておらず、外しているということでありますし、またもう一つの施設であります旭コミュニティセンター、これについては平成5年に建築をされました。風連町旭、サンシャインホールと接続されて

おりますので、ここの活用も見込んで避難所としての指定をさせていただいているということでありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） ありがとうございます。よくわかりました。答申を受けてから対応を検討されているということがわかりましたが、今後も市民の皆さんがわかるよう広報、ホームページ等以外でも周知の方法を工夫していただけるようにお願いします。

次に、利用団体の内容については各老人クラブの活動、例会など定期的に利用されていることが理解でき、認知症予防ということからも外に出て仲間と活動することは大変すばらしいことだと思います。地域のいろいろな活動など徒歩で行ける施設としての役割を感じられます。名寄市も高齢化が進み、在宅での生活に不安を持っている市民がふえていると思われませんが、認知症の前段階である軽度認知障害の方や体調の不安はあるけれども、何とか生活できている方など、在宅で生活している高齢者の市民にいろいろな活動に参加していただき、人と接することによって心身の健康を維持できる手助けになり、出かけるということはとても大事なことだと考えております。利用者の利用状況からもわかるように、地域のコミュニティ活動などの拠点である各コミュニティセンターが不安なく参加できる施設状況であることが必要ではないかと思っています。高齢になっていくと床に座ることが難しい方がふえ、私が目にしたコミュニティセンターの中には低いテーブルに手づくりの座椅子やパイプに座り、活動しているところもございました。かたい床でのパイプ椅子利用はまだ安定していると思われませんが、じゅうたんや畳の上での利用については不安定で、特に高齢者には危ないのではないかと思います。

風連地区では、地域の福祉の向上にとある町内会から地域内にあるコミュニティセンターへ平成25年度と今年度と2回にわたり低座椅子が寄贈

されています。コミュニティセンターを利用して
いる中で町内会としての必要性を感じての寄贈
であることと思われます。実際にコミュニティセ
ンターを利用している市民の方からは、高齢者以
外の方でも非常に喜ばれているとの声をお聞きし
ております。名寄市として町内会からの低座椅子
の寄贈を受け、その他の施設で何か手だてを検討
されているのか、そのほか地域からの要望が出て
いるのかお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今御質問いただき
ました。御質問の中にもありましたように、ある町
内会から低座椅子、ことし5月15日に50脚寄
贈いただきました。平成25年度にも50脚寄贈
いただいておりますので、合わせて100脚の寄
贈をいただいたということで、ここにつきまして
は施設管理者あるいは寄附を受けた者として心よ
りお礼を申し上げたいというふうに思っています。

議員のほうからもありましたように、この寄贈
の背景にはその町内会等が使っているコミセン
の形態の関係もあったのだろうというふうに思っ
ております。当該のコミセンにつきましては、ほ
かのコミュニティー施設とは異なりまして、カー
ペット敷きの部屋と和室、この2部屋が実質的な
活動の部屋となっておりますので、全て座卓で
の使用となっております。町内会における各行
事等への参加につきましても、参加者がそれぞ
れ高齢化するということもありましたので、町
内会で活動に支障のないようにという配慮をい
ただいて、寄附をいただいたものだというふう
に受けとめてございます。

一方、他の地域内の施設につきましては、長
テーブルと、あるいはパイプ椅子、配置をさせ
ていただいているところが多い現状にはありま
すけれども、利用に当たっては長テーブルが重
いということもあって、座卓でパイプ椅子を使
用していると。そういった状況が非常にバラン
スが悪く、不安定、危険につながるのではない
かという、そう

いった御指摘だったかというふうに思いま
すけれども、今後さらなる高齢社会を迎えるわ
けでありますので、老若男女を問わずに地域
の方が不自由なく施設を利用されることは非
常に大切なことだと思っておりますし、そう
あるべきだと思っておりますので、施設の利
用形態や現状なども改めて調査をさせていただ
きまして、高齢者の配慮に努めさせていただ
きたいと思っておりますので、御理解をいた
だければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） お答えありがとうございます。
名寄市の高齢化がこれからも進んでいく中
で、高齢者も含め積極的に地域活動に参加し
ていただくため、風連地区だけではなく智恵
文地区、名寄地区も含め、市が管理している
施設にぜひ低座椅子を試験的に数脚でも用意
していただくなど、これからの高齢化社会に
対応し、障害者も含め、単に集会施設とし
てではなく福祉の概念からの施設づくりを
要望します。

続いて、デマンドバスの利用実績が好調
ということで、市の財政負担についても以前
のバス路線への補助より軽減されているとい
うようなことで、地域に浸透し、住民の交通
手段として十分に機能していることがわか
り、安心いたしました。デマンドバスを導
入する過程の中で、運行形態やデマンドバ
スがカバーする利用範囲などについて、地
域との協議はもちろんです、交通関係事業
者の意見を含め十分に検討されたものと理
解しております。旧下多寄線の代替交通と
して導入された経緯や現在運行しているバ
ス路線の運行範囲との重複を避ける必要が
あるとのことですが、利用範囲の拡大につ
いてはなかなか難しいところとは思いま
すが、今後これからの利用者アンケートな
どを実施する際には路線に隣接する住民
にも拡大した調査を行っていただきなが
ら、デマンドバスのニーズについて確認
していただければと思っておりますし、地
域交通関係事業者の意見を参考としなが
ら、さらに利便性が向上するような柔軟な

対応をお願いしたいと考えているところです。

先日閣議決定された交通政策白書の中でも相乗り方式で予約者を回るタクシーやバスを地元の業者に委託し、運行されている道内の先進例が紹介しており、名寄市において現在運行のデマンドバスについても地域の公共交通体系を考える上で一つの成功事例だと思っておりますので、名寄市全体の公共交通のあり方として、また高齢化社会に対応する観点からも利便性の高いデマンド方式を他の地域にも広げていくべきではないかと考えているところですが、検討されるお考えがあるのかお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） これからの高齢化社会を見据えた上で、現在行われているデマンドバスをほかの地域も含めてということではいただきましたけれども、これにつきましてはこのデマンドバスも含めまして平成23年3月に名寄市地域公共交通総合連携計画という計画を実は策定をさせていただいておりますので、この計画に基づきまして地域の特性に合った地域公共交通のあり方を目指しまして、先ほど申し上げましたデマンドバスの関係、あるいは今名寄市内で取り組んでおりますコミュニティバスの実証運行、これらについて取り組みをさせていただいているという現状にあります。今後もアンケート調査などによりまして利用者ニーズの把握に努めてまいりたいと思っておりますし、議員が言われましたように時代の変化に伴ってニーズは変わるというふうに考えておりますので、そこへの対応も含めて運行になるように努めていきたいというふうに考えているところであります。郊外バス路線やバス以外の公共交通機関も公共交通としてはあるわけでありまして、そういった公共交通機関のあり方も含めて、地域の有識者や交通関係事業者などで構成しております名寄市地域公共交通活性化協議会という協議会がありますけれども、ここにも十分御相談をさせていただきながら意見をいただき、その意見を踏

まえながらさらなる利便性の向上や効率的な公共交通になるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） わかりました。高齢者の方も含めて、市民は住んでいるところで最後まで住みたいという地域住民の思いを守るためにも、地域の実情に合った公共交通となるような調査検討をお願いしたいと思いますし、なかなか難しい課題ではあると思いますが、高齢者の増加を見据えながら、利便性と効率性を両立できる交通体系を確立いただけるようお願いしたいと思います。あわせて市内に多くあるバス停の景観配慮のためにも、利用者のマナーももちろんですが、清潔な空間の保持に努めていただけるように、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で浜田康子議員の質問を終わります。

明るく元気なまちづくりについてを、東川孝義議員。

○4番（東川孝義議員） 市政クラブ・新緑風会の東川孝義です。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、1件2項目について順次質問をさせていただきます。

このたび加藤市長を支持する議員の一人として市議会議員への話があり、幸いに一兵卒としてその席を与えていただきました。私は、名寄のまちに住んで32年になりますが、議席を与えられる前、改めて名寄のまちを歩いてみました。まちを歩いてみますと、自衛隊、名寄市立大学、名寄市立総合病院、なよろ健康の森に加えて、手前みそではありますが、生き残り策として数回の合併を繰り返しながら生産活動を行っている王子マテリア名寄工場など先人の皆様が築いてこられた財産を目の当たりにして、自分自身でさらに何かができるのではとの可能性を強く感じることができました。

そこで、明るく元気なまちづくりについて、項目の1番目、名寄市の実態と評価についてお伺いをいたします。私がまちを歩いているとき、市民の方から市立病院の看護師不足や商店街での店舗の閉店、また少子高齢化への不安の声を聞きました。さらには、名寄市が、あるいは名寄市の財政が危ないというパンフレットについて、名寄市は本当にこんな状態なのかとの問い合わせも受けました。市民がこのような不安を持っている中、市としてどのようにまちづくりを進めてきているのか、新人議員として私もこうした実態がどのようなものか知りたいし、知らなければならないとの強い思いでありました。これまでの認識は、偏った考えかもしれませんが、東洋経済の住みよさランキングでは公的統計をもとにしてそれぞれの市が持つ都市力を安心度、利便度、快適度、富裕度、そして住居水準充実度の5つの観点に分類してランクづけされ、道内では1位になったこともあれば、最上位にあるとのことで、私も明るく元気なまちの一市民として頑張ろうと勇気を与えられたものでした。他のまちに住んでいる私の子供たちや孫たちにも自慢をしていたことでした。

名寄市の平成27年度一般会計の歳入は約233億円であり、その中で市税収入割合は12.6%であります。限られた予算の中で効率的な財政執行をされていると考えております。そこで、財政面を含め、その実態と評価について伺いたいと思います。

また、明るく元気なまちづくりに向けて、地方創生と言われて久しくなりますが、私たち市民にとって一極集中を避けるために地方創生は必要であると言われておりますけれども、名寄市としてこれからどう進められようとしているのか、この時点で考えがあれば伺いたいと思います。

次に、小項目の2つ目、交流人口拡大のために食と観光の振興について、過去における観光行政の歴史認識を踏まえた今後の施策についてお伺いをいたします。

さて、交流人口の拡大策については、あらゆる角度から努力をされ、商工業者、すなわち民活を含め過去から今日まで頑張っていることだと認識しております。この質問を行うに当たり、昭和46年12月1日発行で、KTパイオニアグループの藤花ホテルのできる1年前の名寄市史の資料に目を通しました。その中で第10編の観光を参考に話をさせていただきます。当時の観光は、少ない観光資源を材料として、観光施設の主点を九度山、白樺カントリークラブ、智恵文沼、ピヤシリ山、名寄公園を結ぶルートなどなど名寄観光協会を通して5カ年計画をつくっておりました。計画書では、名寄市内の観光施設をA、B、C、Dの4地区に振り分け、それぞれ市民のみを相手にした計画を立てていた時代でありました。それは、多岐にわたる今日の観光行政とは全く異なるメニューをどう分析して、どうすればよいかを悩み苦しみながらも高い理想を求めていく施策が必要であった時代であると読み取ることができます。現在は、IT、すなわちインターネットを通じて全国津々浦々の地域から世界に情報を発信することができ、また誰もがどこでもいつでもその情報を知ることができます。そこで、観光行政の移り変わりをどう認識されて、今後どのような考え方で進められようとしているのかを伺いたいと思います。

次に、広域連携による観光行政について伺いたいと思います。私は、食と観光は非常に親密な関係にあり、また食を通じて有機的に観光が栄えるのではないかと考えております。名寄は、母なる川、すなわち日本で4番目に長い天塩川が南北に縦断しており、その源は天塩岳に始まり、約256キロメートルを経て天塩町において日本海に注いでおります。天塩川流域には、豊かな自然に恵まれ、農産物を初め山の幸、東西それぞれ60キロメートル圏内には日本海、オホーツク海の幸など豊富にあり、中でも名寄市は赤福餅に代表されるモチ米、グリーンアスパラ、カボチャ、スイー

トコーンなどがあると認識をしております。天塩川流域市町村で生産されている食を通じたの広域観光行政をどう進めていかれるのか。また、宿泊を伴う交流人口の増加は経済効果を図る上でも重要な要素であると考えております。なよろ温泉サンプラーも昨年改修工事が行われ、市内においても昨年からことしにかけてホテルの新築が行われており、既存の施設を含めて宿泊キャパは大幅に増大をしております。

私は、先日商工会議所並びに市内企業の主催で開催された講演会を聞く機会をいただきました。その中で元松下電器産業、現在のパナソニックに勤められた講師の三浦一光先生いわく、自己反省として大型店は価格だけを基本として売り上げをふやすために価格競争に走り、売ればよい、いわゆるおもてなしとサービスを忘れた売りっ放しで新店舗を次々に拡大して、結果として地域と結びつく商店街のシャッター街が進み、経営理念を忘れ、すなわち社会のためになりたいという商店街が収益を圧迫され、大型店でさえも縮小せざるを得ない今日の状態であるとのこと。その上で接客とおもてなしが充実している地域店と量販店が共存するという新たなビジネスを始めたとのことでした。このことは、観光行政にも言えるのではないかと思います。それは、都市圏での宿泊単価であります。日々変化する株価や為替レート並みに値段を上げ下げすることは、来ていただく人に対して大きな不安を与えるのではないかと思います。

今名寄市は、行政を含めて先人の努力により高度医療の充実、教育文化の充実、名寄駐屯地、名寄市立大学、道北の医療を守る名寄市立総合病院、カーリング場を含む道立公園、さらには市民文化センター及びE N - R A Yホールは、あらゆるイベントを初めとして周年事業や記念事業を呼び込める施設となりました。交流人口拡大のために行政はもとより、民間のあらゆるチャンネルを活用してスピード感を持って具現化をすることにより、

地域の活性化が図られていくものと思います。商工業者との連携強化を含めた広域連携、すなわち日本海、オホーツク海のルートの幸を含め、今後の施策があればお伺いをさせていただきたいと思っております。

最後に、名寄産業高校の名農キャンパスの展望について伺います。北海道は、食と観光を発展の礎とするべく、北海道独自並びに169市町村への働きかけを含め、来年春開業の新幹線、千歳空港の拡充など地域のアイデアなどへのアイデアづくりに期待し、観光予算など大幅にふやすようです。今名寄及び地域でできることは何か。名寄産業高校の名農キャンパスでの人づくり、土づくりで酪農を営む食づくりなどせつかくの施設をどう活用するか、また隣接している公園を含めた森と資源を有機的にあらゆる可能性を生かしたこの地に行政、民活力を生かした名農キャンパスへのお手伝いをさせていただきたいと考えております。現在どのような動きをされているのかを伺いたいと思っております。

以上、未熟な内容ではありましたが、この場からの私の質問は終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま東川議員からは、大項目として明るく元気なまちづくりについて御質問いただきました。小項目の1につきましては私のほうから、小項目の2につきましては営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、明るく元気なまちづくりについて、小項目の1、名寄市の実態と評価から、名寄市の行財政などについて申し上げます。本市におきましては、平成18年3月、新名寄市となって以降、第1次の新名寄市総合計画に基づきまして市民と行政との協働によるまちづくり、安心して健やかに暮らせるまちづくり、自然と環境に優しく快適で安全なまちづくり、創造力と活力にあふれたまちづくり、心豊かな人と文化を育むまちづくりの

5つの基本目標を施策の柱としまして、総合的かつ計画的に施策を展開してまいりました。議員から御質問のありました項目のうち、まず看護師確保につきましては、初任給の引き上げや学資金制度の充実、市立大学との連携、教育研修体系の充実などさまざまな対策を実施しているほか、商店街の活性化につきましては駅前交流プラザよろーなを中心市街地の中核施設として位置づけ、一定の集客効果を果たすとともに、中小企業振興条例に基づきますさまざまな支援を講じてきております。この中小企業振興条例につきましては、現在見直しに向けた検討を進めているところであります。他地域から本市での起業を希望する方への支援や商工業後継者を育成する制度の新設などを検討するとともに、各商店街組合との議論も進めているところであります。また、少子高齢化対策につきましては、名寄市立総合病院における小児救急外来の24時間対応や乳幼児等医療給付事業の独自拡大など子育て支援施策の充実に加え、介護サービス基盤の整備や介護予防の推進、高齢者の社会参加や権利擁護などの高齢者施策を展開してきており、今後は本年3月に策定をしました第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画に基づきまして、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すこととしております。本市といたしましては、このような施策の展開により明るく元気なまちづくりの着実な推進が図られてきているものと考えているところであります。

一方で、財政運営に当たりましても合併自治体固有の課題であります地方交付税、合併算定がえの段階的な終了による市財政への影響を考慮しまして、行財政改革や組織のスリム化などにより、計画的に基金を積み立てるなどして一定の備えを行ってきており、毎年度中期財政計画を修正することにより、総合計画の実効性を担保してきているところでございます。市民の皆様の多様なニ-

ズに対応し、明るく元気なまちづくりを進めていくためにも、引き続き歳入の確保、行財政改革の推進、歳出の削減に努めるとともに、今後策定します地方創生総合戦略や第2次総合計画におきまして適切な事業の選択と費用対効果、長期的な政策効果を把握し、事業内容を十分に精査をしまして、効率的かつ堅実な財政運営に努めてまいります。

次に、地方創生の取り組みについて申し上げます。全国的に人口減少と少子高齢化が進展する中、本市におきましても人口減少問題を克服するため、本年中に人口の将来展望を示す人口ビジョンと今後5年間の目標や特に取り組むべき具体的な施策を提示する総合戦略を策定することとしております。総合戦略の策定に当たりましては、この人口将来展望を踏まえるとともに、外部策定審議会の設置を初め、広く市民の皆様から御意見を伺うこととしており、現在までに移住、定住や文化、スポーツ、商工、建設に係る関係団体と意見交換を行ってきたところであります。今後は、6月末に外部策定審議会を設置し、会議を開催しますとともに、大学生や農林業関係者などとの意見交換を予定しております。本市といたしましては、このような取り組みを通じまして市民の皆様の御意見を伺い、官民が一体となって産業の振興や交流人口の拡大、子育て支援の充実や市町村間の連携に加えまして、市立大学の機能強化など具体的な施策やそれぞれの数値目標について検討を進め、本市の実情に沿った実効性のある総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

また、今年度から第2次総合計画の策定にも着手することとしており、第1次総合計画策定後の財政状況や人口動向、各施策ごとの推進状況や課題などについて検証を行った上で、市民の皆様や近隣自治体の御意見も伺いながら本市の新たなまちづくりの基本理念や目指すべき将来像、基本目標を明らかにしてまいりたいと考えております。本市といたしましては、健全な財政運営を基調と

した基礎自治体として調和のあるまちづくりを進めるため、今後におきましても市民との協働のもと、総合計画を政策の基本としながら、効果的、効率的な市政運営に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、小項目（2）、交流人口拡大のために食と観光の振興からについて、①、過去における観光行政の歴史認識を踏まえた今後の観光施策等についてお答えいたします。

本市には、市民が生活するごく身近なところに豊かな資源があり、過去から地域資源にはある程度恵まれておりましたが、観光地としては未整備の状態が長く続きました。昭和48年の国設ピヤシリスクー場のオープン、そして昭和50年代に入ってからふうれん望湖台自然公園の整備等により地域資源を活用した観光開発が徐々に行われ、食に関しては産地直送のシステムが確立されていなかった昭和60年ころから名寄産の旬の農産物を直送するなよろ畑自慢倶楽部事業が取り組まれ、特産品のPRも行われるようになりました。現在では、四季折々にそのすばらしさを彩る自然環境、このすばらしい自然環境から生み出される食資源、さらにはその自然環境を生かすために創出された観光、教育施設等多くのすばらしい資源が多数存在していますので、大規模な観光開発等によって交流人口の増加を狙うのではなく、既存資源を見詰め直すとともに、本市の観光資源として夏、冬の強みであるひまわり、雪質日本一、食資源として日本一を誇るモチ米を活用したもっち米プロジェクト、食文化の掘り起こしにより新たなご当地グルメとして活用されることになったなよろ煮込みジンギスカン、各種取り組みにかかわる情報提供については瞬時に情報を発信することが可能で情報の広がりも期待できるフェイスブックの専用ページを作成し、旬な情報発信に努めるなど、本市の食と観光に一層の磨きをかけて活用するこ

とで、今後とも交流人口の拡大を目指してまいります。

また、名寄市観光振興計画でも本市の地域特性を踏まえながら、基本目的を交流人口の拡大による経済効果の拡大と定め、名寄市民の満足度アップ、いつでも名（ひと）が寄ってみたいまち名寄、名寄の知名度向上等の目標を掲げておりますので、目標実現に向けた戦略事業の着実な実施に努めてまいります。

次に、②、広域連携による観光行政についてお答えいたします。上川北部地域の9市町村で構成される道北観光連盟は、これまでに構成市町村の特産品を販売したり、圏域内の冬のイベントが記載されたポスターを作成するなど圏域のPRを初め圏域への誘客に努めてまいりましたが、今年度からは道北地域のより一層の魅力を向上し、上川北部の食と観光のブランディング向上に取り組みます。また、北海道遺産である天塩川周辺11市町村が連携するテッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会は、交流人口の増加と移住、定住人口の拡大を図ることを目的に平成24年に設立され、各地域の連携による天塩川の魅力の創造と情報発信に取り組んでおりますが、今年度は木製マグカップ制作の体験メニューとしても活用している天塩川ククサの周知や情報発信、さらには平成30年の松浦武四郎生誕200年を見据えた事業に取り組むこととしておりますが、今後は誘客PR効果も高い地域の食に視点を当てた連携事業の可能性についても検討していく考えであり、個々の地域の魅力を結びつけ、人と人とのつながりを生かすことで広域的な活動のより一層の推進に取り組んでまいります。

また、民間との連携ですが、本年4月からなよろ観光まちづくり協会と風連まちづくり観光との定期的な意見交換を始めたほか、名寄旅館業組合の総会にも初めて出席させていただき、交流人口の拡大について懇談をいたしました。今後とも関係機関との連携を深め、さらなる交流人口拡大に

努めてまいります。

次に、③、名寄産業高校、名農キャンパスの展望についてお答えいたします。まず、北海道名寄産業高等学校酪農科学科について説明させていただきます。平成27年度の生徒数は1年生19名、2年生13名、3年生12名で、合計44名となっており、うち道外から4名の生徒が在籍しております。また、卒業後は約5割の生徒が道北各地の酪農業に従事しており、道北地域の担い手の育成確保に貢献されております。現在の敷地面積は21ヘクタールで、20ヘクタールが牧草となっており、残り1ヘクタールが水田、野菜、花などの実習農場として利用されております。高校では、授業PRとして生徒みずから商品化した加工物の販売として月1回のみずならショップの開催や年1回の公開講座を開催のほか、アスパラまつり、なよろ産業まつり、地産地消フェアなどの各種イベントに出展をいただくなど数多くの市民の皆様の御理解をいただいているところであります。

御質問のありました観光分野の利活用については、平成22年度に北海道名寄農業高等学校農場活用に関する検討委員会を設置して、上川総合振興局農務課や上川教育局企画総務課の出席をいただき、新規就農実習農場としての利活用について1年間をかけて検討した経過もありますが、非常に限定的な活用方法となり、名寄市が期待する成果を上げることができない結果となったことから、ハードルが高いものと認識しておりますが、北海道においても食と観光による産業振興を重点的な施策として位置づけており、状況が変化しております観光と農業の視点は有効な観光施策の一つでもありますので、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、名農キャンパス周辺においては、名寄公園や北国博物館を初め森林も豊富な地帯でありますので、建設水道部や教育部などそれぞれの所管での管理を行っており、具体的な観光等の視点での話はされてはおりませんが、今後においてもそ

れぞれの所管での管理を含め有効活用に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきまして大変ありがとうございました。何点か再質問させていただきたいと思っております。

地方創生については、各自治体の産業と特色を生かした雇用が生まれる計画をつくるのが重要なテーマの一つではないかと認識しております。仕事場の創出に向けて自治体と同じ、あるいはそれ以上に地域の商工会、民間との話し合いが必要かと思っておりますが、その点についての考え方があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今地方創生の関係で再質問いただきました。議員が言われますように、市だけではなく民間との連携が必要だということでもありますけれども、まさに同じ考え方をしているところであります。この地方創生の中で言われる一つの中には、仕事と人の好循環をつくって地域からの人の流れを抑えようと。新たな人の流れをつくり、あるいは地域の活性化も含めて呼び起こそうというのが大きな目的の一つでありますので、そういった意味で議員が言われたように産業界あるいは地域に合った特色のある雇用の受け皿も必要だろうというふうを考えているところであります。そういった考え方から、本市といたしましても総合戦略の策定ですとか、あるいは効果の検証、取り組みを推進する上でも市民や関係団体の参加、協力、これについては不可欠であると、そのような認識でおります。そのための具体的な方策でありますけれども、総合戦略の策定に当たりましては先ほども一部申し上げましたけれども、外部の策定審議会、これを予定してございまして、ここの構成メンバーには産業界ですとか、あるいは教育機関、金融機関、労働団体、福祉関係団体、町内会などといった市内にある関係機関、団体、

先ほど議員が言われましたような産業界や、含めて参画をいただき、それらの方たちの意見を広くいただきながら、検証したり、あるいはこれからの計画をつくっていきたいと思っています。オール名寄の体制で総合戦略、計画づくりから推進を含めて進めてまいりたいと考えておりますので、理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。

次に、交流人口拡大のために食と観光の振興について、先ほど昭和46年に編さんされた名寄市史の観光施策からはや44年、また平成24年に作成された名寄市観光振興計画も3年が経過した中で、民間はもとより行政としてどのように観光拡大を図っていこうとされているのかお伺いをしたいと思います。

また、隣の町、下川町では環境重視時代の中で地球生命、すなわち森林行政をして観光のあり方の可能性をもたらす施策が進められております。私が以前に勤めていた王子マテリアも先般名寄会を発足させていただき、親会社の王子ホールディングスも森林資源の多面的活用に向けてバイオマス熱を利用した研究を進めております。近隣行政との連携を含めた名寄市のこれからのあり方についても考え方があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今2点にわたり御質問をいただきました。まず、行政として観光のキャパ拡大をどう図っていくかということに対するお答えをさせていただきたいと思っております。

近年北海道を訪れる外国人観光客は増加傾向にありまして、平成25年度の北海道全体の外国人入り込み数を見ても前年度比45.9%増ということで、ついに100万人を突破し、115万人となりました。その内訳としては、大体約4割が台湾からの観光客ということと、続いて約3割が中

国ということになっております。本市といたしましても北海道に対する外国人観光客の観光需要が今高い状況にありますので、それらの観光情勢に対応するため、平成25年度から台湾教育旅行の誘致にも取り組んでおります。その成果もありまして、一昨年、昨年も名寄の冬の時期に修学旅行にお越しをいただき、高校生との交流のほか、なよろ市立天文台のきたすばるの見学やスキーやカーリング、餅つきなどの名寄ならではの体験を楽しんでいただき、大変好評を得たところであります。今年度につきましてもことしの冬に台湾からの修学旅行を受け入れる予定でありますので、本市の外国人観光客の受け入れ態勢の整備について積極的に取り組む必要があると考えております。

また、ことしの4月1日から手続委託型の外国人旅行者向け消費税の免税制度が開始されました。これは、商店街振興組合や事業協同組合を単位として個店が免税店の指定を受け、手続カウンターを設置事業者と委託契約を結ぶことにより、外国人旅行者が消費税の免税を受けられることになりました。市内におきましても手続委託型の免税店制度の活用について検討する動きがありますので、商工団体と連携し、免税店制度の活用に取り組んでいきたいと考えております。

また、外国語表記による案内表示についても市内関係機関で構成されております名寄市観光交流振興協議会の交流ホスピタリティー部会の中で、今年度は海外観光客が訪れる可能性のある施設全体を現在設置されている看板等に係る外国語表記の有無などや内容などの調査を行う予定であります。このことから関係機関と連携を図り、外国人観光客の受け入れ態勢の整備すべき改善点について検討を行っていききたいということで考えております。

続いて、2つ目の御質問で、下川町では森林資源を活用してさまざまな取り組みをしているということで、それらを活用して広域的な観光の視点に立った取り組みについてはできないかというよ

うな御質問に対してですが、下川町を含めた広域的な観光事業の取り組みについては、先ほど答弁の中でも述べさせていただきましたけれども、上川北部の9市町村が加盟しております道北観光連盟がさまざまな事業を実施しております。議員からの御質問ありましたように、下川町を初め道北観光連盟の構成市町村につきましてはその地域固有のすばらしい資源がありますので、それぞれの資源を生かした取り組みや、また地域、地域がコラボレーションなどをすることにより相乗効果が図られることも期待できるということから、今後におきましては道北観光連盟の中で検討すべき課題の一つの中に加えさせていただきます、そういった広域的なそれぞれの地域の有効的な資源を活用するような取り組みを検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。交流人口の拡大に向けて、現在のあらゆる施設を土台に食と観光の振興行政に期待をするところであります。

最後に、要望、意見を申し上げます。先日私たちに身近な名寄市議員OB会が名寄市内各種の施設の見学を予定していると伺いました。研修会では、これから想定される風連南高速道路インターチェンジ、名寄市立総合病院、名寄市民文化センターE N—R A Yホールなどを見学するとのこと、評価は別として名寄のことを知ろうとするOB会の皆様の行動に強い意欲を感じるところであります。母なる川、天塩川と日本海、そしてオホーツク海の幸を抱き合わせ、食と観光の振興に向けて地域一体となって頑張れば、大きな可能性が生まれてくると思います。日本全体が人口減の中で未来に花咲こうとしている名寄市を初め、そこに住んでいる人々が頑張れば、交流人口拡大へつながることを信じ、私も希望を持ってお手伝いをしようと考えております。

以上を申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

14時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時40分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

空き家対策について外2件を、東千春議員。

○18番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

全国的にも適切に管理をされていない空き家への対策が課題となり、先進的な条例で対応する自治体も多くありましたが、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、国としても対応が図られたところでございます。この法律が有効に機能するように地方自治体としても積極的に取り組んでいくことが望まれるのではないかと思います。そこで、冬を越した現在適切に管理をされていないと思われる空き家はどの程度なのかお知らせをいただきたいと思います。また、市民からの通報等もあると思いますが、どのような対応をされているのかお知らせください。

2点目、法律の施行に伴う名寄市としての今後の取り組みについてお知らせをいただきたいと思います。また、実施に当たり国からの支援の概要についてわかればお知らせをいただきたいと思います。

3点目、名寄市としても空き家に対しては以前から課題とされておりましたけれども、この際集中的に対策を進めることが望ましいのではないかと思います。そこで、年限を設けながら家屋解体に対する助成制度を設けてはいかがかと思いますが、考えをお知らせいただきたいと思います。

大項目の2点目、名寄市の有効求人倍率は1前後を推移をしており、希望する職種とのマッチン

グもあると思いますが、おおむね順調に推移しているものと思います。近年は、特に建設業など技術者を雇用したくても人材不足の業種もあり、考え方によっては定住人口をふやす可能性もあるのではないかと考えております。そこで、名寄に移住をして就職をする際の支援策を考えてもよいのではないかと考えておりますが、考えをお知らせいただきたいと思っております。

2点目、かつて名寄市で行った住宅リフォームは大きな反響がありました。近年は、消費税増税で若干腰折れ感があったものの、全国的にはアベノミクス効果で景気が上向いておりますが、残念ながら地方にはその波が届いていないのが現状ではないかと思っております。空き家対策の進めでは、特定家屋等とならないための対応策、さらには移住対策として一軒家は魅力の一つとも言えるのではないかと考えております。このように経済対策を含め、現状の必要性に照らし合わせた形にリニューアルした住宅リフォーム制度を検討してはいかがかと思っておりますが、考えをお知らせいただきたいと思っております。

3点目、中小企業の中でも小売店の減少は続いております。新たに新店をチャレンジしてもなかなかうまくいかない例があるようでございます。石の上にも三年といいますが、経営が安定するまでの複数年支援をするという考えがあってもよいのではないかと考えておりますが、考え方をお知らせいただきたいと思っております。

4点目、名寄市内には障害者を受け入れる施設がふえて、社会への復帰やさまざまな就労への道が開かれてきております。市内の企業でも障害者の雇用を検討したいという声をしばしば耳にしますが、名寄市としての支援の状況についてお知らせいただきたいと思っております。

また、名寄市役所での障害者の雇用についての考えについてもお知らせいただければと思っております。

大項目の3点目、市民が快適な生活を送るためには都市整備は欠かせません。ごみが落ちていな

いことはもちろん雑草などの手入れが行き届き、また花などが飾られた街路などは人の気持ちをなごませるものでございます。このように快適な都市整備は、市の役割と地域住民の協力によって生まれるものでないかと考えております。まず、植樹柵の中には根が大きくなって縁石を持ち上げるもの、あるいは地域住民によって樹木が伐採されて連続性が失われてしまった通り、河川に届くほど大きくなった樹木など、将来に向けた一定の考えがそろそろ必要になってきているのではないかと考えておりますが、考えをお知らせいただきたいと思っております。

2点目、街区公園は主に町内会等で管理し、子供の遊びや行事、イベントを行うことで地域住民に親しまれております。そのような公園が有効に使われることが望ましいことではありますが、地域のニーズの変化もあるのかもしれませんが、必ずしも有効に使われていない例も見受けられるのが現状であると思っております。町内会等の地域の意見を聞きながら有効な整備を進めていくことが必要ではないかと考えておりますが、考えをお知らせいただきたいと思っております。

3点目、道路整備は多くの市民の願いの一つでありますけれども、なかなか計画どおりには進んでおりません。名寄市は、近年まで過疎指定を受けなかったことによる影響や最近の国の予算査定の際の厳しさも十分理解するところではあります。少しでも市民要望に応えていかなければならないと考えておりますが、名寄市の考えをお知らせをいただきたいというふうに思います。

以上、この場での質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） ただいま東議員から大項目で3点にわたって質問をいただきました。大項目の1については私から、大項目2の小項目1から3については営業戦略室長、同じく小項目の4は健康福祉部長から、大項目の3は建設水道部長からそれぞれ答弁させていただきますので、

よろしくお願いします。

初めに、空き家対策について、小項目の1、現在の状況と取り組みにつきましては、平成25年度に町内会の御協力をいただき、空き家アンケート調査を実施することができました。その中で管理不全と思われる空き家は86戸との集計結果となりました。その後平成26年度に冬期間における空き家の屋根の積雪等の状況をあわせて調査をしたところですが、冬期間になると人の出入りが明らかで空き家の判定がしやすいということもありますけれども、管理不全と思われる家屋は81戸という結果となっております。また、市民からの苦情や通報の対応につきましては、平成26年度につきましては例年と比べ積雪が少なかったことから、屋根の雪が危険との通報が1件だけでした。対応としましては、文書にて雪おろしなどの対応をお願いしたところ、雪おろしを実施していただいております。

続きまして、小項目の2、今後の取り組みと計画についてであります。少子高齢化や過疎化の進展によって全国規模で空き家問題が深刻化しており、その中でも適切に管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしておりますが、このような現状を踏まえて国は地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全を目的に空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、平成27年2月26日には空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が告示され、法律の一部が施行されました。また、本年5月26日には市町村が特定空き家等の判断の参考となる基準及び特定空き家に対する措置に係る手続についてガイドラインが示され、同法が完全施行されました。今後におきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に規定している協議会の設置に向け（仮称）名寄市空家等対策協議会設置条例を制定し、適正な管理を必要とする空き家に対し必要な措置を助言、指導し、もしくは

は勧告または命じようとする場合において必要があると認めるときは意見を聞く機関として定めてまいりたいと考えており、効率的な空き家対策が進められるよう体制を整えてまいります。

また、市町村はその区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即した空き家等に対する対策についての計画を定めることができるとされておりますので、国が定めた法律及び基本的な指針や他市の状況等を参考にしながら、名寄市の実情に即した空き家等対策計画を策定していきたいと考えております。

続きまして、小項目の3、家屋解体に対する助成制度についてであります。市がガイドラインに沿った空き家等に対し、修繕や除却等を実施した経費を所有者または管理者から回収不能の場合、国からの支援につきましては財政的な支援がないため、全額市の持ち出しとなってしまいます。空き家の適切な管理につきましては、空き家等の所有者または管理者が倒壊等著しく保安上危険な状態や衛生上有害となる状態、著しく景観を損なう状態等周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう修繕や除却を行い、適切な管理をしなければならぬと考えておりますので、今後の策定を予定している空き家等対策計画を策定する中で、各自治体の取り組み状況や国の動向等を踏まえ、研究をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2、雇用と経済について、小項目（1）から（3）についてお答えいたします。

まず初めに、小項目（1）、名寄で働くための支援制度についてお答えいたします。本市での雇用に対する支援につきましては、市内の高校、大学など地域の若者が地元事業所への就職を促すきっかけづくりとなる制度や慢性的な人材不足である建設、介護、福祉にかかわる人材を雇用するため、市外から人材を確保できるための新たなる制

度の創設など、平成28年4月からの施行に向けて中小企業振興条例及び同施行規則に基づく支援内容の見直しを中小企業振興審議会に中小企業支援制度見直し検討部会を設置し、現在検討を行っております。見直し検討部会の議論の中で委員からは、市内での人材確保は限界に来ていることから、市外に人材を求めたいが、給与等の問題もあり、本市に来てもらうのは厳しい環境にある。これらの問題を克服するためには、家賃助成などの支援施策が必要ではないかといった意見など、労働力を確保するためには今までにはなかった取り組みを期待する声が多く聞かれます。市外からの雇用確保は、人材が不足しているため、将来的に事業継続の見通しが厳しいと言われている課題の解決策にもなり、本市の商工業振興の底上げにも寄与すると考えており、さらには定住人口の増加が図られるという効果もあることから、これらの相乗効果が得られるような支援策が制度化できるよう見直し検討部会で検討してまいります。

次に、小項目（2）、住宅リフォーム等の経済対策についてお答えいたします。住宅リフォーム助成事業は、平成19年度から3年間と期限を定め実施し、景気対策の一つとして高い事業効果があったことから、さまざまな場面で関係団体などから復活を求める要望が出されております。しかし、一旦区切りをつけて当分の間実施しないとの方向づけをしたところであることから、事業復活までには至っていない状況であります。現在策定作業中であります名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方への新しい人の流れをつくることを基本目標として定められております。このことからさまざまな自治体の中から本市を選択し、移住を決断してもらうための一つの方策として、今まで本市では取り組んでいなかった支援制度も検討する時期に来ていると考えております。また、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことから本市の空き家対策の一つとしてのリフォーム事業の要素を取り入れた取り

組みの可能性も考える必要があると考えております。このことから従前の住宅リフォーム事業の目的に加えて移住対策、空き家対策の2つの視点を事業効果に加えることにより、過去に実施した住宅リフォーム事業がさらに相乗的な効果が上積みされることが可能となる支援内容が整備されることが住宅リフォーム事業に再度取り組むための条件になると考えております。この住宅リフォーム事業については、先ほど申し上げました中小企業支援制度見直し検討部会の中でも検討すべき重要課題の一つとして位置づけておりますが、現在策定作業を進めている名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも並行して検討を進めたいと考えております。

次に、小項目（3）、中小企業への支援のあり方についてお答えいたします。創業にかかわる支援制度の検討につきましては、先ほども答弁いたしました中小企業支援制度の見直し検討部会において議員からの御質問の内容についても事業検討項目の一つとして議論されております。部会の中でさまざまな委員からも多数の意見が出ており、若い人が起業できるサポートをしっかり行っていく必要がある。起業する人は立ち上げで手がいっぱいなので、どんな小さな助成でもうれしいと感じる。1年後に入ってくる補助金だと運営資金を借りなければならないので、資金がないとなかなか起業できないので、すぐに支給することができないかとの声が上がっております。現在創業者に対する市の取り組みとして、経済産業省では近年新規に起業する方への創業支援、事業承継を契機に既存の事業を廃止し、新分野に挑戦する方に対する第2創業に対して支援を実施しております。平成26年度の補正事業までは、金融機関や税理士など国が指定した認定支援機関の認定を受けることにより、全国どこの市町村で創業する場合でも国の助成を受けることが可能でしたが、平成27年度からは産業競争力強化法に基づく創業認定支援事業計画を策定した自治体しか創業支援を受

けることができなくなりました。この創業認定支援事業計画は、各自治体ごとに創業を行う者の数値目標を設定することが義務づけられていることから、道内の自治体でも計画認定を受けている自治体が少ないのが現状です。現在道内では、札幌市、旭川市を初め11市町が認定されておりますが、本市での創業を検討している者からの相談を受けた場合、国からの支援を受ける体制を整えるために旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町の広域的な創業支援事業計画の中に名寄市を初めとする道北5市を加えた計画変更を申請することとしておりまして、年内に計画変更が認定されるよう現在手続を進めております。また、旭川市を中心とした広域的な創業支援事業と連携を図ることにより、旭川産業創造プラザが主催している創業に関するセミナーなどの受講を初め、ビジネスプランコンテストへの参加、移動相談の利用など本市で創業を考える方がさまざまな創業にかかわる支援事業を受けることが可能となります。このことから年内に関係機関と連携を図り、創業支援相談窓口を設置する予定であり、本市における創業者に対する支援体制を整備していくこととしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の雇用と経済について、小項目4の障害者の雇用について申し上げます。

現在名寄市内には、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業を行う就労支援の福祉サービスの事業所が6カ所あり、障害者の方の実態や状況に応じた福祉サービスを提供することができる状態にあると考えております。また、一般就労として従業員50名以上の企業に就職している障害者の方は、昨年の名寄公共職業安定所から発表された調査結果によりますと、名寄公共職業安定所管内の障害者の実雇用率は2.62%と全道平均の1.90%や全国平均の1.82

%を大きく上回っている状況であります。本市の障害者の就労支援につきましては、名寄市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心にして取り組みを進めております。将来的に会社へ就職を希望する障害者を対象に行っている就職の準備を行うための講座、しごと講座については、平成25年度は市内の会社に就職している障害者の方を講師にお迎えして職場での体験談を語っていただきました。参加者は、実際の職場で働いている様子をじかに聞くことができましたので、就職のイメージを膨らませることができました。平成26年度は、北海道障害者職業センター旭川支所の職業カウンセラーを講師にお招きして、働くための準備についてわかりやすく解説をしていただきました。また、会社に就職している障害者を対象にした取り組み、ジョブカフェは、サロンのような雰囲気のある場所をつくり、仲間と楽しくおしゃべりをしたり、交流をしたりしております。長く安定して働くためには、悩みが大きくならないうちに相談したり、リフレッシュしたりすることが大切でありますので、年に4回程度行っております。会社で働く障害者と会社の双方を支援する専門職のジョブコーチにつきましては、市内のNPO法人なよろ地方職親会が名寄市立大学を会場にしてジョブコーチの養成研修を5年前から継続して開催しております。市内の障害者の福祉施設には、この研修を修了した職員が10名ほどおり、ジョブコーチの専門知識を生かして質の高い就労支援を行っている状況があります。

平成27年3月に策定しました第4期名寄市障害福祉実施計画の基本方針の中に地域のネットワークの構築と福祉施設から一般就労への移行という方針を掲げております。1つ目の地域のネットワークの構築につきましては、障害者が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるように、福祉、労働、医療、行政などでネットワークを構築し、障害者の就労の面や生活の面を支えていくというもので、福祉関係者だけでネットワークを

つくるのではなく、地域のさまざまな分野の関係者にも加わっていただきたいと考えております。ネットワークの網の目を広げていくには、企業の方々の参画も必要と考えておりますので、今年度実施するしごと講座につきましては、障害者を雇用している事業主を講師にお迎えし、地元企業の方々にもしごと講座への御案内を行い、障害者雇用への理解をより一層深めていただきたいと考えております。また、名寄商工会議所など市内の企業団体の主催する研修会等にもこちらから積極的に参加をさせていただき、障害者雇用についての周知を図っていききたいと考えております。

2つ目の福祉施設から一般就労への移行につきましては、送り出し側である市内の就労移行支援事業所などの取り組みの強化と障害者を受け入れる側の企業側をサポートするために、名寄公共職業安定所やNPO法人なよろ地方職親会と連携し、ジョブコーチのノウハウを活用してよりスムーズな移行を目指していききたいと考えております。今後とも名寄市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心として、市内の福祉施設や関係機関などと連携し、会社で働くことを希望する障害者の方々の就労支援の充実を図っていききたいと考えております。

次に、名寄市役所での障害者雇用の状況についてお答えします。障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律により、事業主に対してその雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけられております。法定雇用率につきましては、平成25年4月1日から民間企業では2.0%以上、国や地方公共団体は2.3%以上と定められておりますが、現在名寄市役所の障害者雇用率は3.0%となっております。障害者の方の雇用につきましては、法の趣旨に基づき、引き続き職場状況を踏まえながら取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、快適な都市への整備についてお答えいたします。

初めに、小項目1、植樹柵の整備については、市民の皆さんとの協働によるまちづくりとして日ごろより花植えや除草作業を行い、都市環境を良好な状態に維持していただくことに感謝を申し上げます。街路に設置してあります植樹柵につきましては、都市計画道路であります街路整備を行ったときに植樹させていただいております。近年の街路樹の状況では、街路が完成した当時は植樹された樹木の成長を楽しみにしておりましたが、年月の経過とともに大きく成長したことで、一部の地先の方からは落ち葉の後始末や除雪作業の支障になることから、伐採してほしいという要望も出されていますが、基本的に生きている樹木は伐採しない方針であり、立ち枯れにより倒木などの危険性があるものに関しては伐採の対応をしています。伐採後の植樹柵については、伐採したままで根元の部分は残しておりますが、木の根元までを処理する場合には植樹柵の解体を含め、根回りの舗装部分まで掘り起こしが波及する大規模な作業となること、また多額の費用を必要とするため、抜根は行っておりません。また、根が残っていることから、その後の補植も行えない状態となっております。現在街路樹の管理につきましては、剪定を3年から4年に1度の計画で行い、電線に係る枝は道路占用をしているNTTや北電が適宜枝払いを実施しております。議員の御質問にありました将来に向けた考え方につきましては、町並みの統一感に配慮しつつ、伐採後の対応について地元沿道の皆さんに御意見を十分伺いながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、街区公園の整備について、現在25カ所の街区公園は町内会に管理をお願いしているところではありますが、議員御指摘のとおり有効利用されている公園とされていない公園もございます。時代とともに少子高齢化が進み、昔の

ように子供たちの遊ぶ姿が見られなくなっており、子供が遊ぶ公園として草刈りなど施設の維持管理について、高齢化が進行する中で一部の町内会からは公園の管理を継続していけないという声もいただいておりますが、公園愛護事業としての活動をお願いをしている状況でございます。維持管理のほかにも公園については多くの要望をいただいております。現在のところ公園リニューアルのような整備計画を持つことも難しいことから、安全、安心な環境整備をすることとして広く利用促進を図ってまいりたいと思います。

次に、小項目3、道路整備についてお答えします。道路整備については、国土交通省所管である社会資本整備総合交付金の活用により市街地では交通量の多い路線や防じん路線などの未改良道路を、また郊外地においては国道や道道、近隣市町村につながる幹線道路等の整備を進めているところであります。しかしながら、昨今の厳しい予算の中、今年度においても要望額の約60%の配分となり、国からの交付金の配分状況を踏まえ、優先すべき路線の施工延長を判断しなければならないことから、計画どおりに事業を進めることができない現状にあります。道路整備を進捗させることにより、道路の安全性や利便性が向上することはもちろんですが、道路の凍上対策や雨水対策、除排雪の作業性の向上等の効果もあることから、各地域より多くの要望をいただいております。今後も引き続き社会資本整備総合交付金や地方債等も活用しながら、舗装率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 御答弁をいただきましたので、それぞれ再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、大項目で申し上げますと3点目から再質問させていただきたいと思っております。植樹柵についての質問は、これまでも何度かさせていただいた

経緯がありまして、なかなか前へ進めない、抜根もできない、これをやるとなると工事が大変な工事になってしまう、さらには木の伐採もできないということで、八方塞がりに近い状態になっているのかなというふうにも思っております。そもそも植樹柵に植樹をするということは、今ではCO₂対策ということが強く叫ばれているわけでありませうけれども、この当時の目的としましてはやっぱり街路の景観をよくしようという目的でつくられたのではないかなというふうに思っております。ですから、通りを一つの樹種でまとめよう。そういう美しい景観の通りをつくっていかうというのが目的だったのだらうなというふうに思っております。そういった中で、なかなかその目的が達せられなくなってしまった通りというのものもあるというふうに思うのです。たまに木が残っているのですけれども、ほとんどの多くの植樹柵では木が伐採をされているとか、幸いにもそういったところはある程度花を植えてくれるとか、そういうふうな手だてをさせていただいている町内会や地先の皆さんがおられるのがありがたいのかなというふうに思うのですけれども、やはりそういった街路のつながり、通りのつながりというのが美しさを生んでくるのではないのかなというふうに思いますので、そこら辺もう少し今後踏み込んでいってもいいのかなというふうに思っております。多分木を自主的に伐採するということは、なかなか市民だとか、環境上のコンセンサスが得られないという部分もあろうかなというふうにも思うのですけれども、木が大きくなったものというのはCO₂をほとんど吸わないわけですし、こういった例えば山でも何でもそうですけれども、更新をしていくというのが本来はやっぱり木のあるべき姿かなというふうにも思います。それで、そういうふうになった木を地域から伐採してほしいといったときには、例えば同じ樹種をどこかの公園だとか山に植樹をすると。そのかわりに植樹をする。だから、この木は伐採をするのだと。例えばそう

いうふうな発想の中で整備をしていくのであれば、自然の保護ということにも反しないわけでありまして、そういった発想の中から少し環境を変えていってはいかがかなというふうに、ちょっと見解をお伺いをいたしたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今議員のほうから御提言をいただきまして、私どもも街路整備にかかわって樹木を植えていくということで、町並みも含めて美しい都市づくりということでされたのだというふうに思いますが、残念ながらここにきていろいろ沿道の地先の皆さんも先ほど言いましたように秋になりますとなかなか枯れ葉の処理が大変だとかということで、中にはやはり切っただきたいというようなお話もございます。ただ、私どもは先ほど言いましたように、1つにはなかなか老木を全部ということにならなくて、やはり傷んできた木、さらには除雪等で少し木を傷めたような場合だとか含めて、道路の沿道に木がずっと列をつくっている状況ではなくてところどころ抜けているような状態にもなっていて、そのことについて少し考え方を改めてというようなことでお話ございました。私どもは、先ほど言いましたように基本的には生きています木についてはぜひ切らない方向で考えていますけれども、ただやはり通行者に危険が及ぶような場合については一定の処理をしていかなければならないということで、その木を切った後の柵の利用についても地域的には議員先ほどおっしゃっていただきましたけれども、花壇に利用されたりというようなことも当然協力をいただいているような地域もあります。その意味で、特に名寄地域においては冬の期間がどうしてもあるものですから、街路についての考え方も少し変えながら、ところどころ伐採をしなければならぬ木については、先ほど議員がおっしゃいましたようにもちろん地域の皆さんとも相談をしながらでありますけれども、少なくとも切った、伐採をした木の分については同じ

場所に植栽というのが、これは地域の皆さんのお話もありますけれども、私どもの担当としては冬場の状況とか考えると少し場所を変えたりだとか、その辺でいろいろと担当のほうで実は今協議をさせていただいているところでありますので、その辺ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 答弁をいただきましたけれども、これは今すぐ結論を出しましょうという話にはならないと思います。やはり地域にお住まいの皆さんとよく相談をされて、まずは将来像をできればつくっていただきたいなというふうに思っております。例えば将来像をつくった後にそれを地域の皆さんに理解をしていただくということもまた相当な時間がかかるのではないのかなというふうに思いますので、なるべく早急にといいましょうか、方向性をちょっと考えていただいて、地域の住民の皆さんとともに考えていただいて、将来の町並みがどうあるべきかということをごひ検討していただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

街区にある公園についてですけれども、私も10年ちょっとぐらい前に全部見て歩いて画像に撮ってあるものがありまして、今回また同じように見て歩きました。状況は余り変わっていないなという感じがするのは、使われている公園はやっぱり相変わらず使われているし、使われていない公園は相変わらず使われていないなと。その中でやはり遊具は新しくなったものはちょっと見受けられなくて、そのまま老朽化していったのかなというふうに見受けられました。そういった中で、私回ったのが大体3時ぐらいに回りましたので、お母さんと子供が遊んでいるという姿をたまに見かけました。しかし、余り多くなかったです。もうちょっと使ってもらいたいなというふうに思いま

した。そういった中で実はぐるっと回って、浅江島公園の遊具というのは新しくリニューアルをされて、あそこには子供がすごくたくさん遊んでいるのです。そういうふうな新しくなったものに対しては、やっぱり子供だとかお母さんだとかも利用をしようかなというふうに思われるのではないのかなというふうに思っております。

そこで、ちょっと別な視点からお伺いをしたいのですけれども、このように子供とお母さんが公園で遊ぶということに対して、子育てという観点からどのような見解を持っておられるのか。私は太陽の下で多くの友達と遊ぶというのはとてもいいことではないのかなというふうに思っておりますので、そこら辺の考え方について少しお伺いしたいなというふうに思うのともう一点は、学校現場で公園を使うということに対してどのような認識を持っておられるのか、それぞれの担当の方からお話をお伺いしたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員からお話ありました街区公園については、子供たちが元気に伸び伸びと育つための子育ての環境として大変大切なものだという認識は持っております。子供と母親が気軽に身近な公園で親子の触れ合いを持つことができるということで、このことについては市といたしましても保育所の所長が中心となりまして、青空保育という形で市内の公園で親子の触れ合いのための事業を展開しておりまして、6月から10月の間、月1回ではありますが、実施をさせていただいているというような状況であります。街区公園につきましては、子供や親同士の交流の場として、また住宅街で子供たちの歓声が聞こえるということは町中にも明るさをもたらすというような状況もありますので、近所のお年寄りの皆さん、公園で過ごされておりますので、そういった多世代の交流の場としても大変必要だというふうなふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今御質問がありました学校教育における公園の利用状況という視点で申し上げたいというふうに思います。

小学校の生活科においては、公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなでするものがあることやそれを支えている人々がいることがわかり、それを大切に、安全に気をつけて正しく利用することができるようにすることになっております。とりわけ公共物や公共施設を実際に利用する中で、物や施設、人とかかわりながら公園の利用の仕方や公園の管理等について考えさせることになっております。市内の小学校では、みんなで使うものは誰にとっても気持ちよく利用するものであるという公共の意識の向上を図るため、例えば地域の教育資源である名寄公園に行って、公園に植えてある植物等を観察することを通して公園を大切にしよう、公園をきれいに使おうなどという意識が高まるような指導を行っているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 教育の分野におきましては、少し大きな公園の利用がということでお答えをいただきましたけれども、幼児の皆さんの利用というのは担当の方の話を聞くにしても、やっぱり地域の中にも必要なのかなというふうに思っております。こういった中で、遊具の老朽化というのが大きな課題になってきておりまして、これだけ、25カ所ですか、この中の全部を一律やりましょうということは私も望んでいるわけではないのですけれども、やはり拠点となるような、子供が集まりそうな街区の公園だとか、そういったところには少し集中してお金をかけていって整備をしていくということが先ほど答弁にもありましたけれども、青空の下で子供たちの明るい声が聞こえるまちというのは私はすばらしいなというふうにも思いますので、そういった観点から、ぜひ今後予算の都合というのは当然あるのはわかるの

ですけれども、これはまちのつくり方、子育ての環境、そういった観点からも少し積極的に進めていただきたいというふうに思いますけれども、改めて見解をお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、街区公園も含めて、ほかの総合公園等も浅江島も含めまして、今私どもが遊具の交換等をできる交付金としては長寿命化の交付金がございます。それ以外の遊具以外についての取りかえ等、修繕等については、市の単独費ということになってございまして、これは既に長寿命化の計画をつくってから10年ということで、計画自体は32年までの計画になっていますが、その中でそれぞれの街区公園について、これは集中的にというようなお話も先ほどございましたけれども、供用年数の早くからできた公園で、少し遊具の状況も見ながら、それぞれ遊具については更新をさせていただいているという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 予算措置上の都合はよくわかりますけれども、そこら辺は名寄で生まれてよかった、育ってよかったでしたか、そういったまちを具現化をするためには、各部署が連携をしてこういうまちをつくっていくのだという、やはり政治的な決断も必要かなというふうにも思いますので、どうか今後よろしく検討をお願いしたいなというふうに思います。

道路につきましては、これは本当に残念なことでありまして、予算要求したもののおおむね6割ぐらいしかなかなか通っていかないということでもあります。これ国はなかなか道路に予算をつけない理由というのを考えてみたのですけれども、私たち議員はよく本州に視察に行かせていただくのですけれども、本州の中ではおおむね道路整備というのは既に終わっているのです。だから、今さ

ら道路整備かよというふうにひよっとしたら国は思っているのではないのかなというふうに思います。そこで、やはり通常どおりの要求とともに何かちょっと違うアプローチをして現状をしっかりと国に訴えていくという手法もこれから必要なのかな。やっぺらっしやるのかもしれないけれども、こちら辺の今後の取り組み方について考えがあればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 道路の事業に関して、特に市としての単独で例えば道に要望とかというのは、道道にかかわって、あるいは国道にかかわってということでは要望はさせていただいてございますけれども、市道等にかかわっては舗装にかかわっては今交付金事業の中で進めているということで、これについて道段階で、北海道なり国なりの要望というのは逐次全体の中ではさせていただいております。道段階で全市町村の中では国にはしておりますけれども、単独ということではちょっとまだしていない状況にもございます。これについては、ぜひそういう機会を持ってという趣旨なのかなというふうに思いますけれども、その都度機会を見ながら、市長も上京することがありますので、その都度私からお願いをしたいなというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） 確かにこれは理事者の皆さんにやれ、やれというばかりではなくて、議会も意見書ということを出せるという機能を持っておりますので、そういったところもあわせて名寄全体が力を合わせて取り組んでいかなくはいけないのかなというふうに思っております。お互い頑張りながら進めていければいいなというふうに思っております。

それでは、住宅リフォームのお話ですけれども、答弁をいただきました内容については一定程度理解をさせていただきたいと思います。私の考え方

とやや近いかなという答弁をいただけたかなというふうに思います。今回の場合は、同じことをもう一回やりましょうというつもりは私は実はありませんで、経済効果はやはりこれはどうしても当然一つの目的としてはあるのですけれども、人を呼び込むという今の人、仕事の創生のこと、それと中小企業振興ということの誘導策、こういったことから総合的に検討していただいて、どこにどういうふうにお金をかければ有効な制度として生まれ変わるのかということは今検討委員会等で議論をされているというふうに答弁をいただきましたので、ここら辺の中身についても有効なものとなるようにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、特に検討委員会の中での話し合いの状況で特徴的なものがありましたら、ちょっとお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問ありました住宅リフォームの事業の関係なのですけれども、先ほども御答弁させていただきました、検討部会のほうで話を検討させていただいているということで、住宅リフォームに限らず今中小企業の支援制度の中で、市外から人というか、こちらの名寄に来まして創業するという制度自体が今までなかったということで、それらの部分について今までは市内の事業所で空き店舗を埋めるというのはもう限界に来ているということで、やっぱり先ほどの労働力の部分もそうですけれども、市外からも求めることをしないとなかなか空き店舗対策にもならないということと、先ほど言いましたように商工業全体の底上げにもならないということで、住宅リフォーム事業の部分については今段階的に検討しているのですけれども、重点的に意見があるのが創業に対するということで、移住に関してもよく移住の相談に来たとき、特に若い方については仕事を探したいのだけれども、どうしたらいいでしょうかという相談も来ております。市のほうとしても仕事の部分があっせんということ

ではなかなか厳しいものですから、ハローワークのほうに御相談に行っていたきたいということなのですけれども、もう一つの点として、可能性としてあるのであれば、名寄に引っ越していただいて新たに創業するというのも一つの案ですよということでお話をさせていただいてはいるのですけれども、先ほどの仕事につくのと創業するというのはなかなか感覚的にはちょっとというか、準備も大変違うのですけれども、もう一つの創業するという部分に少しでも何かバックアップをするような体制の中身をやはり今検討する時期でないかというのが大半の意見になっております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○18番（東 千春議員） その検討部会の結論を待ちたいというふうに思いますけれども、ぜひそこら辺も当初の目的をしっかりと達成できるような中身になってもらいたいなというふうに願っております。

最後になりますけれども、家屋解体に対する助成制度ということであります。国の法律が施行されるとともに、名寄市でも協議会設置等に対する条例を制定していくわけです。これは来年度になるのかなというふうに思いますけれども、一定程度これでも進むのかなというふうには思いますけれども、劇的に進むとは余り思えないのです。せっかくこの機会ですので、やはり名寄がちょっと後ろから後押しをしてあげるような、例えば分別をする費用の一部を助成するだとか、何かそういう制度で後押しをしてあげるというようなことをぜひ考えていただきたいなというふうに思っております。先ほど適正と思われない空き家は前年度よりちょっと減っているような数字を伺ったのですけれども、どうも私の近くを見ているとそんなに減っているというよりはふえていくのではないのかなという心配があります。そういったことにならないように、この法律の施行とともにこういった後押しをするような制度を考えていただき

いなというふうに思いますけれども、改めて見解を求めたいと思います。

署名議員 野 田 三 樹 也

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 今回の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行にあわせて、実は国からの具体的な財源の措置を期待をしているところだったのですが、現状では期待どおりの結果とはなってございません。空き家とはいえ個人の財産でありますから、原則として公金を使うことは慎重であるべきだというふうに考えておりますけれども、一方では今いただいた御質問、貴重な御提言をいただいているとも感じておりますし、この際集中的な対策ということで年限を設けながら家屋解体に対する助成をとということでもありますけれども、今後設置を予定しております空き家等対策協議会の中で、そのあたりの助成制度に対する御意見も伺いながら、制度に対する議論を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

署名議員 高 橋 伸 典

○議長（黒井 徹議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時39分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹